

平成26年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成26年6月9日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	9 番議員 小川 幸英
2 番議員 西岡 恵子	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸

税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第26号議案 平成25年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 2) 第27号議案 藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 3) 第28号議案 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 4) 第29号議案 平成26年度藍住町一般会計補正予算について
- 5) 第30号議案 公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事の請負契約の締結について
- 6) 第31号議案 公共下水道（A7-2期）東部幹線管渠工事の請負契約の締結について
- 7) 報告第3号 平成25年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8) 報告第4号 平成25年度藍住町特別会計（下水道事業）繰越明許費繰越計算書の報告について
- 9) 報告第5号 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

以下余白

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。町内では、ニンジンの収穫も終わり、緑の水田風景へと移ってまいりましたが、すでに四国地方は梅雨入りし、雨の影響も気にかかる時期となってまいりました。本日、平成26年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず始めに、行財政改革の取組についてであります。本年度から特別養護老人ホーム「藍寿苑」及び、入所施設に併設したデイサービスセンター、指定居宅介護支援事業所の3事業について、2年後の移管先法人に決定している社会福祉法人凌雲福祉会を、指定管理者に選定し、民間委託を実施いたしました。すでに2か月が経過いたしました。入所者、入所者の御家族、利用者、関係者の皆様に御理解をいただき、順調に運営が図られていることを、まず、御報告申し上げます。

また、委託後も利用料や基本的なサービスの変更はありませんが、今後は、これまで直営で培ってきたノウハウを引継ぎつつ、民間事業者の活力を生かして、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、指定管理による運営面での不満や、サービスの低下の有無を検証するために、入所者の御家族の皆様を対象にした、アンケート調査についても、実施したいと思っております。

次に、町制施行60周年記念事業についてであります。本町は、平成27年4月29日に町制施行60周年を迎えます。これまで、ほぼ5年から10年単位で記念事業を開催しておりますので、来年度には、60周年記念事業を実施したいと考えております。先般、職員で構成する準備委員会を設置し、記念事業についての協議を開始したところではありますが、60年といえますと、人間に例えましたら、還暦を迎えることとなります。この機会に先人の遺徳を偲び、希望に輝く新たな町づくりへの布石となるよう、町民の皆さんの御協力を得ながら、各種事業を実施してまいりたいと考えています。そういったことから、来年4月29日には、記念式典を開催して、藍住町誕生60周年を祝い、次の時代につながるもの、新しい藍住町

を創造することへのステップとしたいと思っております。

そのほか、藍住町のマスコットキャラクターを作成することといたしました。現在、そのデザイン募集をいたしておりますので、たくさんの皆さんの御参加をお願いしたいと思います。各種事業案がまとまりましたら、あらためて御報告を申し上げますので、議会におかれましても御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、福祉センター・町民会館及び周辺施設の再整備構想についてであります。先の3月議会でも御質問がありました福祉センター・町民会館及びその周辺の公共施設の再整備につきましては、私の4期目の公約として掲げたものであります。御承知のとおり、福祉センター・町民会館は、築43年が経過しており、老朽化が著しく、設備も利用に耐えないものもあり、耐震対策も考えたとき、建て替えをすることが適当でないかと考えております。

また、周辺の施設においても、昭和40年代から50年代に建設されたもので、同様に老朽化が進んでいるとともに、当初の目的を終えた施設や今日の社会状況にそぐわなくなった施設もあり、それぞれ施設毎に必要なとする管理費用の節減の観点からも、統合できるものは統合して、再整備をすることが有効でないかと考え、一体的な整備についての基本構想を策定するよう今年度当初に、関係部所に指示をいたしたところであります。財政的な制約もあり、全ての施設を一挙に再整備することは不可能ですが、優先度の高い施設、統合効果が高い施設について検討してまいりたいと考えております。本日、本会議終了後に議会全員協議会におきまして、この基本構想の策定にあたっての基本的な考え方や議員各位の御意見も賜った上で、構想をたてていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、防災対策に関してであります。平成24年度から作成を進めておりましたハザードマップがこのほど完成し、4月末から5月上旬にかけて新聞折り込みとポスティングで全世帯に配布をいたしました。このハザードマップは、洪水、地震、津波の各災害と災害時要援護者施設の位置を示す地図、防災冊子をセットにしており、総合ハザードマップとして住民の皆さんに活用していただきたいと考えております。

次に、防災ラジオについては、防災行政無線放送の難聴対策として、平成25年度に500台を作成し、本年3月から世帯主、事業主を対象に販売を始めております。

しかし、当初販売予定の500台は、3月中に完売したため、新たに追加作成をすることとし、現在、住民の皆さんから購入予約の受付を行っているところであります。この防災ラジオは受注生産となるため、今のところ、追加分の納品、販売は10月頃を予定いたしております。

なお、今議会に追加500台分の補正予算をお願いすることとしております。

次に、3月議会でも申し上げました防災備蓄倉庫についてですが、昨年度から進めておりました設計が完了いたしましたので、本年度に建設を行いたいと思います。施設の規模は、延べ床面積が約240平方メートルで、鉄骨造り3階建てとなっております。また、大規模な災害に備えて非常用発電設備とリフトを設置することといたしました。拠点となる防災備蓄倉庫であり、県道に沿った敷地に建築するので、備蓄品や資機材の効率的な保管はもとより、各避難所への円滑な輸送が見込めるものと考えております。

次に、広告付案内表示板の設置についてですが、駅構内や市役所等に広告付きの施設案内図及び周辺地図等の表示板が設置されておりますが、藍住町においても、住民サービスと、わずかではありますが財源確保の観点から、本庁舎1階、町民ホールに設置することにいたしました。これは、表示板設置業者である表示灯株式会社が有料広告の募集、表示板の作成を行い設置するもので、有料広告とともに、役場庁舎内の案内や行事予定、町周辺地図、公共施設等の表示を行うものであり、併せて、現在、町が設置している庁舎案内版の修正を行っていただくこととしております。この設置に係る費用は全て設置業者が負担することとなり、町へは設置料が入ってくることとなります。

また、行財政改革の一環として、町広報紙、ホームページ及び封筒に民間事業者の有料広告を募集し、広告料収入を防災事業などの財源に活用しておりますが、この度、自治体窓口封筒の無償提供の申出があり、活用させていただくこととしました。申出者は、株式会社郵宣協会です。同社が広告主を募集して作成した封筒を無償提供していただけるもので、全国の自治体で利用が広がっているものです。

次に、3月議会でも報告をいたしました、勝瑞の正貴寺跡についてであります。1月に国史跡への追加指定の申請を行いましたので、今月にも文化審議会から答申が出され、9月頃には官報告示がされるものと思われま。国史跡の指定を受けましたら、この重要な遺跡の公有化を図るため、国・県の補金を受け、用地取得を行

ってまいりたいと思います。

次に、公共下水道事業の現状について申し上げます。正法寺川を始め、公共用水域の水質保全と住民の快適な生活環境の改善のため、平成14年度から事業に着手してまいりました公共下水道第1期事業認可区域の整備が、平成25年度をもって完了し、本年度から第2期事業認可区域の整備を推進してまいります。第1期事業認可区域につきましては、整備面積が89.6ヘクタール、供用区域内人口は1,083世帯、2,885人、公共ます設置件数は831件となっております。

なお、下水道接続率につきましては、平成26年3月末現在、ます設置ベースで50.4パーセントの接続状況であり、今後も住民の御理解を賜りながら、下水道への加入促進を図ってまいります。第2期事業認可区域につきましては、平成25年度、事業の変更認可をいただき、工事発注のための詳細設計や県の道路管理担当課と協議を重ねるなど、本年度から幹線管渠工事に着手する計画で事業を進めてまいりましたが、このほど、工事発注の準備が整いましたので、今議会に工事請負契約締結の議案を提案させていただいております。

なお、この後、提案理由の説明でも申し上げますが、議決をいただきましたら工事に着手をいたしますので、本日御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。本年4月から消費税率が8パーセントに引き上げられたことに伴い、所得が低い方や子育て世帯への影響の緩和などを目的に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになっております。このため本町では、二つの給付金の支給にあたって諸準備を進めてまいりましたが、6月上旬に支給対象者となる可能性がある方に、申請書やパンフレット等を送付し、申請の案内を行ったところであります。申請の受付は、子育て世帯臨時特例給付金については本日、6月9日から、また、臨時福祉給付金については、6月13日から開始し、いずれの給付金も申請期間は9月30日までとなっております。二つの給付金は、対象者からの申請により支給することになりますので、もれなく申請されるよう広報に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

第26号議案、平成25年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについては、年度末段階での収支見込みを踏まえて専決処分をさせていただいたものであり、歳入歳出それぞれ7,400万円を増額し、予算総額を94億5,000万円としたものであります。これは、3月末において、歳入で町税の収納見込みの増加や特別交付税の額が決定し、歳入が増加したほか、事業の進捗による国・県支出金等の額を見直したものであり、歳出では各事業の実績により、不用額が見込まれるものについて極力、減額を行い、財源の確保を図ることによって、基金への積立金を3億1,000万円余り増額することといたしました。

第27号議案、藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例について改正を行う必要が生じ、本町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

第28号議案、藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充が講じられることによる、同様の改正が必要なため、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

第29号議案、平成26年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ4,700万円を増額し、予算総額を95億1,200万円とするものであります。6月議会での補正予算については、従来、行わないことを原則としておりますが、夏休み期間中に合わせて実施を予定している学校施設非構造部材の耐震化工事や屋根の改修工事について、工事費等の増額の必要が生じたことや防災ラジオの購入、防災備蓄倉庫の建設費の増額、また、緊急雇用対策など、早急に事業着手する必要があるものについて、今回、補正をお願いするものであります。補正の主な内容を申し上げます。

総務費では、危機管理対策費で、防災ラジオの購入費に405万円、防災備蓄倉庫新設工事費で1,057万7,000円を、商工費の商工業振興費では、緊急雇用創出事業の高齢者地域就業促進事業委託料として256万2,000円を計上いたしました。

教育費の小学校総務費では、東小学校体育館非構造部材耐震改修工事及び西小学

校給食棟屋根改修工事に1,871万5,000円を、中学校総務費で、東中学校柔剣道場非構造部材耐震改修工事に1,108万5,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費の総務省分補助金として1,323万3,000円を計上したほか、歳出に対する国・県の補助金の補正、また、町債では、小学校施設整備事業債を450万円増額、中学校施設整備事業債を2,560万円減額し、全国防災事業債を5,240万円増額するものであります。

第30号議案、公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事の請負契約の締結については、6月3日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。内容を申し上げます。1. 契約の目的、公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、1億1,619万5,040円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額、860万7,040円。4. 契約の相手方、住所・徳島市助任橋二丁目33番地1。株式会社北島組。代表者、代表取締役・佐藤敏行。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から、平成27年2月20日まででございます。

第31号議案、公共下水道（A7-2期）東部幹線管渠工事の請負契約の締結につきましても、6月3日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。内容を申し上げます。1. 契約の目的、公共下水道（A7-2期）東部幹線管渠工事。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、1億4,970万5,280円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額、1,108万9,280円。4. 契約の相手方、住所・阿波市吉野町柿原字原167。佐々木建設株式会社。代表者、取締役社長・白川靖雄。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から、平成27年3月13日まででございます。

なお、請負契約の締結に係る第30号議案、第31号議案の2議案につきましては、工期の関係から一日も早く工事に着手するため、今議会の開会日ではありますが、本日、議決を賜りますようお願い申し上げます。

この積算については、それを考慮しているのか。この北島組の数字が私は信頼性があるん違うんかいなあって、個人的には思うんですけど、そのいろいろな物が上がってきたものを考慮して積算をしているのか。その工事の信頼性について、どんなかなあと、そういう疑問があるんですけど。その点についてはどうなんですか。

小堀議長 奥田下水道課長。

奥田下水道課長 今、西川議員さんの御質問ですけれども、積算基準につきましては、平成26年度の赤本といわれます国土交通省の単価表で積算をしております。よって、東部幹線、南部幹線の基準は一緒でございます。

小堀議長 西川議員。

西川議員 一般管理費についても上がってますよね。以前よりかは。それもそういうふうな計算ができてるんですか。

小堀議長 奥田下水道課長。

奥田下水道課長 諸経費につきましても、そういう金額によって、パーセントが違いますけれども、積算基準は決まっております。それによって、積み上げで計算させていただいております。

〔西川議員、「以上です」との声あり〕

小堀議長 ほかにございませんか。

〔質疑する者なし〕

小堀議長 これをもって質疑を終結いたします。

小堀議長 お諮りいたします。ただいま、上程されております第30号議案につきましては、十分審議を尽くされたこととしますので、討論・表決を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、第30号議案・公共下水道（A7-2期）南部幹線管渠工事の請負契約の締結については、原案のとおり可決確定いたしました。

小堀議長 日程第6、上程議案のうち第31号議案の議決について。ただいま、上程されました6議案のうち、第31号議案・公共下水道（A7-2期）東部幹線管渠工事の請負契約の締結についてにつきましても、先議事件

平成26年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成26年6月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	西岡 恵子	10 番議員	林 茂
3 番議員	濱 眞吉	11 番議員	永濱 茂樹
4 番議員	東條 義和	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	平石 賢治	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	西川 良夫	14 番議員	森 志郎
7 番議員	江西 博文	15 番議員	矢部 秀行
8 番議員	古川 義夫	16 番議員	小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

以下 余 白

住町としても大きな地震等の災害に直面されていないので、町民の皆さんも実感が湧かないと思われませんが、当日の参加人数について伺いたい。また、板野東部消防署、板野署、藍住町防災団、行政の方、その他関係団体の方等を含め何人ぐらいの方が参加されたのか伺いたい。今後の避難推進方法と避難計画についても伺いたい。

次に、防災ラジオの普及率と情報伝達頻度について、防災ラジオの現在までの進捗状況と伝達頻度について伺いたい。防災ラジオの購入者の中に町の防災ラジオと県の防災ラジオでは伝達頻度が違うと指摘される人がいますが、内容を説明してください。また、防災ラジオの利用時期はどのようなときに作動するのも伺いたい。持ち運びに応じて電池使用の場合と電源の場合も防災チャンネルに合わせているのですが、いつどのようなときに鳴るのか作動するのか用途も伺いたい。ちなみに消防署のパトロールは毎月19日に消防の日として巡回されています。いつ起こるか分からない地震災害避難に備えての地震速報、防災ラジオ、作動確認も含めて、月1回ぐらいの伝達を要望、提起いたします。

次に、自主防災組織の推進と進捗状況について、南海トラフ巨大地震に備えての心構えとして、先日、北島町の県防災センター次長さんに面会し、災害に対してのアドバイスをいただきました。一番に必要なのは自主防災組織の結成でありますとのことでありました。すなわち、順序的に自助・共助・公助の精神を養うことと思います。現在の自主防災組織、町内での進捗状況も伺いたい。また、自主防災組織への指導推進はどのような対策を講じられているのかも伺いたい。

次に、夜の災害に備えて町内防犯灯の設置について、南海トラフ巨大地震や夜の台風、豪雨災害に備えて、夜の災害対策として防犯灯の設置であります。町内の各地区協、各自治会での防犯灯の要望、設置場所について相談されて、対処していただきたい。

次に、災害避難として夜間の公共施設への避難時の受入れ態勢についてであります。地震、津波等、夜の災害時での公共施設避難対策であります。夜は公共施設内は誰もいないのが現実だと思います。南海トラフ巨大地震等の夜の災害、公共施設避難時、行政としてどのような対策を講じられているのか伺いたい。以上、答弁をいただき再問いたします。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

永濱議員さんの児童生徒の通学路の安全対策に

ついでと防災対策のうち夜間の災害に備え防犯灯の見直しをということで、答弁をさせていただきます。

通学路、スクールゾーン的时间規制表示板の高さについては、先日の交通安全キャンペーンの時に、永瀆議員さんが板野警察署交通課長さんに依頼されたとのことですので、町からも改善されるよう重ねてお願いをいたします。なお、通常の規制時間には、学校教職員及び保護者の方によりスクールゾーン起終点でバリケードの設置、撤去等をしていただいております。カラー舗装の整備につきましては、通常の舗装と比べて、色によってですけど、2.7倍から7.7倍と高額でありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので御了承ください。幼・小中学校周辺の外側線につきましては、板野交通安全協会藍住分会、小中学校教職員、PTA、警察、教育委員会等で定期的に巡視され、危険箇所の改善要望いただき、その都度対処をしておりますが、今後とも改善要望を下に外側線の塗り直しをいたします。

次に、防災対策の質問のうち、夜の災害に備え、町内防犯灯の要望、見直し、設置につきましては、これまでも設置可能な箇所に設置をしてきたところです。すでに藍住町で設置している水銀灯、LED照明はおおむね2,400基、県道に設置されている物を加えると2,500基を超えるのではないかとお考えですが、農作物等への影響で設置に反対される農地の所有者がおられるのも事実ですが、今後とも設置可能な箇所から整備をいたします。災害の発生時間の予想はできませんが、当然夜間である場合も想定できますので、避難をされるときには停電をしていたり、電柱が転倒している場合も想定されます。非常時に備え、各家庭でも懐中電灯と携帯ラジオを非常持出袋に常備されることをお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは私のほうから永瀆議員さんの御質問のうち防災対策の関連につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず1点目の今年度の防災避難計画についてでございますが、住民の皆さんの防災意識の啓発や大規模災害発生時における円滑な避難行動を目的といたしまして、平成24年度から避難所である小中学校6校を対象に、毎年度2校ずつ開催をしてまいりました。本年度は、第1回目として、6月8日に藍住南小学校で防災避難訓

練を開催したところございます。今回の南小学校での避難訓練の参加人数は、349人であり、消防署、消防団、防災団、警察等関係者を含めると472人の参加をいただいております。南小学校で実施しました参加者アンケート調査の結果では、「参加してよかった」「どちらかといえば参加してよかった」と回答された方が全体の93パーセント、人数で199人の方を占めておりました。そのほか、次回の訓練にも「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答いただいた方も同じく全体の約93パーセントを占めておりましたので、訓練に対する参加者の評価はおおむねよかったと考えております。訓練開催の周知につきましては、町広報紙や対象地域内の各家庭への案内文の配布、駐在員の方また民生委員さん等への案内、防災行政無線放送を行っております。今回の訓練につきましては、広報車による周知は行っておりませんでした。次回は検討したいと考えております。今後の予定につきましては、8月24日に藍住中学校での開催を予定いたしております。藍住中学校が6校目でありますので、開催いたしますと、全ての避難所での訓練が終了したことになります、来年度から2巡目の開催となります。

また、今年度は、これらの訓練のほかに、まだ日程は詳しく決まっておりませんが11月上旬に徳島県・高知県・和歌山県・三重県の4県が合同で開催をいたします。南海トラフの巨大地震を対象とした防災訓練が開催される予定でございます。本町においてもこの訓練に参加をしたいと考えておまして、東小学校で津波避難訓練を開催したいと考えております。防災・避難訓練につきましては、開催ごとに参加者アンケート調査を実施しており、訓練の課題や反省点を確認しながら、防災意識が高まるよう訓練を進めてまいりたいと思います。

続きまして、防災ラジオの普及率と情報伝達頻度につきまして、御答弁させていただきます。本町では、防災行政無線を整備いたしております、役場庁舎から無線によりまして町内45か所の子機へ送り、それぞれのスピーカーから放送をしているところでございます。しかし、一部の住民の方から防災行政無線放送が聞こえにくいとの御意見をいただき、防災行政無線を補完するというもので、防災ラジオを作成し、本年3月に500台販売をいたしました。この防災ラジオは、通常、FMとAMのラジオ放送を聞くことができますが、電源さえ入っておれば町内に設置の防災行政無線スピーカーから放送するものを自動的に聞くことができるものとなっております。この3月販売分につきましては予想以上に購入者が多く、おおむね3

日間で売り切れとなりました。3月販売分が売り切れた後も購入を希望される方が多数おいでますので、再度発注することといたしまして、現在10月頃の販売を予定し予約を受付けております。なお、予約の状況につきましては、現在約300名の方から予約をいただいております。

次に、情報伝達頻度についてであります。防災行政無線は主に大規模災害が発生する恐れがある場合や行方不明者の捜索時に使用いたしており、これまでには、緊急地震速報と台風時の通行止めの放送などをしたことがあります。現在のところ幸いにも大規模な災害が発生しておらず、年間2ないし3回程度行方不明者の捜索に使用している状況であります。

また、これら以外では、毎日、午前7時、正午、午後5時に作動確認を兼ねまして時報を流しており、また、毎月19日の消防団の日の午後8時前の広報、それから年2回の防災訓練の広報、Jアラートの試験放送、無線機器の点検による放送を行っております。本町の防災ラジオは、この防災行政無線を受信するもので、防災行政無線放送と同じ内容が聞こえることとなっております。

続きまして、自主防災組織の推進と進捗状況について、御答弁させていただきます。防災・減災対策は自助・共助・公助が基本であります。

また、この中で、共助の中心となる自主防災組織は、担う役割が非常に大きいものであると考えております。本町の自主防災組織につきましては、現在92の組織が結成されておりますが、残念ながら活発に活動している組織は、補助金の活用状況等から全体の約1割程度であると推測しております。そこで、本町では、本年2月から既存自主防災組織の活性化を目的とした自主防災組織活性化交付金を新たに創設したほか、4月からは新規組織の結成促進を目的とした結成促進交付金を新たに創設いたしました。なお、交付金額につきましては活性化交付金が組織の現況届や1年間の活動計画等を提出することを条件に一律10万円を交付いたしております。

また、結成促進交付金は組織を結成するために必要な会議費用等を支援する目的で一律3万円を交付いたしております。この活性化交付金の利用状況であります。本年2月以降、5つの組織から申請書が提出されております。なお、結成促進交付金につきましては、制度が始まったばかりでもあり、問い合わせはありますが現在のところ申請にまでには至っておりません。

また、このような新たな補助制度のほかに、広報あいずみ2月号にも掲載をいたしておりますが、自治会等から要望があれば休日、夜間を問わず地域に出向き、自主防災組織の必要性について説明することとしております。住民意識の啓発が自主防災組織の活性化に最も近道であると思っておりますが、一朝一夕に結果を出すことは難しいと思っております。しかし、その重要性から自主防災組織の活性化や結成促進に向けて粘り強く取り組みたいと考えております。

続きまして、災害避難、特に夜間、公共施設への避難時の受入れ態勢についてという御質問でございます。災害避難につきましては、まず風水害と地震、勤務時間内と勤務時間外に分けて考える必要がございます。風水害による避難につきましては、台風によるものがほとんどでありますので、夜間における避難所開設もある程度予想、準備もできると考えております。しかしながら、地震は発生の予測が困難であり、事前の十分な体制の整備が必要であります。特に、職員の勤務時間外における大規模な地震の発生につきましては、災害対策本部からの指揮命令系統が円滑に機能するかといった問題点もあります。そこで本町では、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合には、直ちに非常体制配備基準により参集することとしており、避難所の開設係を事前に定めております。原則としては、主幹と主任以下の職員を自宅近辺の避難所に指定をしており、直接避難所へ行き、開設を行うようにしております。

また、小中学校6校の体育館には震度5弱以上で自動的に解錠する鍵ボックスを整備しており、そのボックスの中には防災倉庫と体育館の鍵を入れてありますので、住民の方にも体育館の解錠も可能となっております。

今後、この鍵ボックスの使用方法につきましては、住民の皆さんに広く周知をしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

永瀆茂樹君。

永瀆議員

ただいまから、再問いたします。

通学路・安全対策のうち、カラー舗装の整備について、通常舗装に比べて2.7倍から7.7倍で高額なので今後の検討課題とのことでしたが、今日の藍住町現況把握では、大型店の商業施設、ゆめタウン、コーナン、各大型電気店等の進出に伴い、人口増はもとより通行自動車数も増加しているのが現実であります。そのた

め交通事故に対しては、危機感を抱いております。今日よく聞く言葉の中で「子供は国の宝」であるといわれ、藍住町の次世代を担う子供たちは「地域の宝」でもあります。その藍住町の子供を守るための交通安全対策であります。カラー舗装、高額とのことでしたが子供の命を守る安全対策として、町内各学校、正門前歩道の周辺、すなわち部分的にでもこのようにカラー舗装を整備され、言葉だけでなく形に表していただきたい。子供を交通事故から守る安全対策、第一歩前進として、大人、行政の責務であります。予算が伴いますので、町長に答弁をお願いいたします。

夜の災害に備え、町内防犯灯の要望、見直し、設置については、これまでも設置可能な箇所に設置とのことと、非常時に備えて各家庭でも懐中電灯と携帯ラジオを非常持出袋に常用されるとのことでした。そのとおりでと思います。また、夜間の大きな災害、規模によっては停電したり電柱が転倒したり想定されますとも言われましたが、私は一般的通常、夜の防災安全対策であります。自助・共助の精神、すなわち近隣、共助のための心構えとして、必要と思われる要望箇所に防犯灯の設置をしていただきたい。

次に、防災対策・今年度の避難訓練計画について、本年度第1回目として、6月8日、藍住南小学校での防災訓練開催については、詳細に説明をしていただきました。内容面で広報車による周知については、今回は行っていないが、次回は検討したいとのことでもありました。私は、防災に対しての心構え、町民の意識向上対策として公共施設、関係地区だけでなく、広く町民に知らせるために広報車での呼びかけをしていただきたいと提案しました。今後の予定として8月24日藍住中学校で開催予定とのことでもありました。また、今年度は11月上旬に徳島県・高知県・和歌山県・三重県の4県が合同で開催、南海トラフの巨大地震を対象とした防災訓練が開催予定。東小学校でも津波避難訓練を開催とのことでもありました。防災避難訓練については、訓練の課題や反省点を確認しながら防災意識が高まるような訓練を進めるとのこと、よろしく願いいたします。

次に、防災ラジオの普及率と情報伝達頻度について、防災ラジオ作成では本年3月に500台予定で、電源さえ入っていれば町内に設置の防災行政無線スピーカーから放送するものを自動的に聞くことができるとのことでもありました。現在10月頃までの予約として、300名の方が予約とのことでもありました。また、防災ラジオの用途として、毎日午前7時、正午、午後5時に作動確認を兼ねて情報を流し

ており、また、毎月19日の消防団の日の午後8時前の広報や年2回の防災訓練の広報、Jアラートの試験放送、無線機器との点検による放送を行っている。本町の防災ラジオは、この防災行政無線を受信するもので、防災行政無線放送と同じ内容が聞こえますとのことでもありました。このように詳細に答弁いただきました。防災ラジオの用途については、町民に広く周知していただくために次回の広報あいずみに掲載していただきたい。

次に、自主防災組織の推進と進捗状況について、本町の自主防災組織については現在92の組織が結成、本年2月から既存自主防災組織の活性化を目的とした、自主防災組織活性化交付金を新たに創設したほか、4月からは新規組織の結成促進を目的とした、結成促進交付金を新たに創設したとのことでもありました。なお、交付金については、組織の現況届や1年間の活動計画等の提出条件で活動交付金として、一律10万円と会議費用等を支援する目的として一律3万円を交付するとのことでもありました。結果、本年2月以降からは5か所の組織から申請書が提出とのことでありました。また、自治会等から要望があれば休日、夜間を問わず地域に出向き、自主防災組織の必要性について説明することとされました。推進のほど対策よろしく願いいたします。なお、自主防災組織交付金等については、引き続き広報あいずみ、そして各児童館の案内板にも大きい文字で掲載、推進していただきたい。

次に、避難、夜間、公共施設への避難時の受入れ態勢について、災害避難では風水害と、地震として勤務時間内と勤務時間外に分けて対応とのことでありました。本町では勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、召集の連絡を受けず、直ちに非常体制配備基準により参集するとして避難所の開設係を事前に定めているとのことでもありました。時間外とは夜も夜中、早朝も含まれていると思いますが避難所としての教育現場の学校、すなわち公共施設に対して教育委員会として町内各学校、先生方の召集対応には、どのような対策を講じられているのか。また、子供たちに夜の災害避難対策について、どのような指導されているのかも伺いたい。

また、消防、防災団、警察、PTA、民生委員、地区協、自治会等ほか関係団体との連携についてもどのような対策を講じられているのかも伺いたい。答弁により再再問いたします。以上でございます。

小堀議長

石川町長。

石川町長

永瀆議員さんの再問にお答えをいたします。

まず、児童生徒の通学路の安全対策についてであります。各学校正門前に歩道の周辺にカラー舗装とのことでしたが、スクールゾーンを設けている南小学校、西小学校、西幼稚園、東幼稚園を除く東小学校、北小学校について学校及びPTAの交通補導部の意見を聞きながら必要な箇所を検討させていただきたいと思っております。

それから、防犯灯の整備についてであります。これまでも多くの要望に対して設置をしてまいりましたが、今後も議員さんのおっしゃるようにより必要と思われる箇所への設置をしてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは永瀆議員さんの再問のうちの防災関係につきまして、御答弁させていただきます。

防災ラジオや自主防災組織の交付金制度の周知についてでございますが、これまでも、広報あいずみや毎年3回か4回発行いたしております防災あいずみなどで広報を行っており、自主防災組織の交付金制度については、毎年4月に行っております駐在員会でも案内をさせていただいております。

防災ラジオの用途、また自主防災組織への支援につきましては、今後も引き続き広報に努めてまいりたいと考えております。

災害時の避難につきましては、消防また消防団、警察はもとより、各地域の方々の協力も不可欠となっております。各機関、各種団体等との連携を図ってまいり、また、避難訓練や各種会合での防災啓発などを通じまして協力を呼びかけてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

森内教育次長。

森内教育次長

永瀆議員の防災に関する再問の中で、災害時の学校教職員の招集対応についての御質問でございますが、各学校におきましては、災害時の非常配備計画を定めておまして、地震の場合は、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱以上と、段階に応じた配備体制をとっております。こうした中で、教職員の方は町外の方が比較的多いため、物理的に道路の状況等によっては難しいところもあるかとは思いますが、震度6弱以上の地震が発生したときは、教職員については家族の安全を確保した後に、直ちに学校に集合することとなっております。

次に、子供たちへの夜間の避難に関する指導についてでございますが、学級活動

等での防災に関する学習を行ってございまして、この中で、地域の避難場所や安全な避難の仕方等についても指導を行っているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長 永瀆茂樹君。

永瀆議員 再再問いたします。答弁をいただきました。通学路の安全対策、カラー舗装の整備について、前向きな答弁をいただいたと思います。よろしく願いいたします。それと、夜間の防災対策これも進んでよろしく願いいたします。以上で終わります。

小堀議長 次に、3番議員・瀆眞吉君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 瀆眞吉君。

瀆議員 議長の許可を得ましたので、ただいまより私の一般質問を始めます。

この総合ハザードマップ、これは各家庭に届いております。

[瀆議員、ハザードマップを提示する]

瀆議員 今回はこれを重視して質問を行います。産業革命以来、地球の温暖化が進んでおり、この温暖化により異常気象が顕著になっております。百年に一度の豪雨、千年に一度の地震、津波、強い突風、強大な竜巻、台風、干ばつ、豪雪、この想定外の自然災害の前には、人類は無力であります。最近の我が国の気温は38度、39度を観測することも珍しくなっております。藍住町の歴史、藍住町史の記録によりますと、大地震は1604年、103年経過後の1707年、147年経過後の1854年この年は液状化現象を記録しております。92年後の1946年、そして今年2014年はまだ68年の経過であります。大地震から大地震まではこの間隔は約百年であります。

次に、大洪水、藍住町の歴史の記録によりますと、1582年、この年は中富川合戦が行われ、8月の28日から9月の21日まで戦われ、その間に藍住町は、豪雨で水没、長宗我部軍は木や家屋の屋根に避難し、三好軍は船から鎗で応戦したといわれております。105年経過後の1687年、2年後の1689年、この年は勝浦川が氾濫しております。39年後の1728年、1年後の1729年、2年後の1731年、26年後の1757年、17年後の1774年、13年後の178

かなければならないのは、大洪水の被害であります。そしてたとえ、どのような洪水が発生しようとも適切な避難を行うことができれば、人への被害は防ぐことは可能であります。そこで藍住町では、避難の判断基準はどうなっているのか、その下達方法について、防災担当者に質問します。

次の質問に移ります。次に、2040年には全国の自治体が約半分に当たる896市区町村で、出産適齢期にある20代から30代の若年女性が半分以下に減るという試算を有識者でつくる「日本創成会議」の分科会で5月8日に発表されました。徳島県は17市町村で若年女性が半分になり、那賀、神山両町の人口減少率は80パーセントを超えると予想されております。藍住町の減少率は32.4パーセントであります。そこで藍住町の過去5年間の人口推移を調査したところ、全体としては少数では増えているのでありますが、20代から30代の人口これは男女とも減少しています。この意味するところは、将来的には藍住町は人口減少は避けられないと推測されます。

この対策として、いろいろなことが考えられますが、そのたとえの例として、ファミリーサポートセンター、多目的何でも相談所の活用。現在は2人目のお子様を就学前児童の場合は条件付きで保育所幼稚園を半額とさせていただいてます。これを中学まで上げて半額とします。3人目は全て面倒をみましょう。4人目は支援金を出しましょう。1パーセントの人口増員、農作物の有効利用、市場に出せない規格外の農作物を給食費の値下げに利用、若年女性の職場づくり、保育所幼稚園の増設、企業の誘致、空き家等の活用、県主催の見合い会への参加、シングルマザーへの支援、低金利育児基金等が挙げられます。以上のようなのが挙げられます。最近の全国平均出産率は1.43です。これは全国平均です。今回言った対策例の中で子供らに対する支援については、予算の制限もあります。子供が成長し、町税を納め、その子供が子供を生み育てることを考えるならば決して無駄な投資ではありません。生まれたお子様を町民全員で育てていくという考えであります。そこで藍住町は、将来の町民減少にどのように対処して、人口増加に改善していかれるのか、そして徳島の模範的な町にするにはどうすればよいのか、副町長に質問いたします。答弁について再問いたします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは濱議員さんの御質問のうちの防災対策

につきまして、御答弁させていただきます。避難判断基準、その伝達方法につきまして、御答弁させていただきます。災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、住民の避難に関する勧告、指示を行う必要がございます。

避難勧告や指示等の基準につきましては、地域防災計画でも定めておりますが、避難準備情報、避難勧告、避難指示の区分により、洪水災害時の判断基準を吉野川の氾濫、旧吉野川の氾濫、正法寺川等内水面の氾濫ごとに設けております。避難準備情報は、大雨警報、洪水警報が発表され、継続して降雨が予想され、各河川の氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれ、浸水の危険が高いと判断されたときとしております。

避難勧告につきましては、河川管理施設の異常、破堤につながるような漏水を発見したときや吉野川では、岩津観測所の水位が避難判断水位に達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、吉野川氾濫警戒情報が発表されたとき、旧吉野川につきましては、大寺橋観測所の水位が避難判断水位に達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、旧吉野川氾濫警戒情報が発表されたとき、また、正法寺川等内水面では、近隣で浸水が拡大したとき、吉野川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるときとなっております。

避難指示につきましては、河川管理施設の大規模な異常、大量の漏水や亀裂等を発見したとき、堤防が決壊したとき、大雨特別警報が発表されたときや吉野川では、岩津観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき、吉野川氾濫危険情報が発表されたとき、正法寺川等の内水面につきましては、近隣で床上浸水が発生したとき、吉野川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止、樋門閉鎖となるといったときとしており、いずれもこれらの判断基準を目安に現地の河川状況や気象状況等を含めて総合的に判断し、具体的に発令するものとしたしております。これらにつきまして、藍住町におきましては町長が最終決定発令するというふうになっております。避難の場所につきましては、先月に住民の方へも配布を行いませんでした総合ハザードマップにも掲載をいたしております。

避難準備情報では、藍住中学校と西小学校、東小学校の3か所といたしておりますが、避難勧告では、吉野川の氾濫については、町外の高台や頑丈な高い建物への

避難、また、あわせまして町内小中学校6校につきましては、そこに避難所を開設するということにいたしております。

また、その他の中小河川の氾濫では、2階建て以上の建物へ避難していただくか、町が開設いたします町内小中学校6校と藍住町民体育館に避難をしていただくというふうな計画をいたしております。

住民への避難周知、伝達方法については、河川管理者等の協力を得ながら、ラジオ、テレビ放送による広報、防災行政無線による広報、また、町の広報車、消防団の消防車によります広報、それから戸別訪問による伝達などの方法を併用することといたしております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長 北口副町長。

北口副町長 人口問題に対する本町の人口の減少に対する本町の取組姿勢、御指名をいただきましたので私からお答えしたいと思います。

先日、元総務大臣の増田寛也氏が座長をされている、「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した全国市町村の人口将来推計に対し、日本全体に衝撃が走りました。急激な人口減少は年金制度を始めとする社会基盤に影響を与え、日本の社会構造が維持できるかどうかという我が国全体の大きな問題であり、事は国家戦略的な要素を持って当たるべきであると考え、本町のことだけを論ずるのはいかがかと思うわけでありますけれども、本町にとってもこの人口問題は決して対岸の火事として見過ごすわけにはまいりません。この機会にあえてその取組姿勢を述べさせていただきたいと思えます。地方の急激な人口減少の要因は、出生率の低下が第一の原因であることは言を待たないと思えますが、もう一つには若年層の大都市への流出があります。「日本創成会議」によりますと出産対象となる20歳から39歳までの若年女性が2010年から2040年までの30年間で半減する市町村を消滅可能性市町村と定義づけ、これが896団体に上るとしています。この数字は全国約1,800市町村の半数に達する驚くべき数字でもあります。この推計を本町に照らしますと、若年女性の減少率は30.7パーセントとなりますが、大都市への人口移動が収束しない場合は32.4パーセントの減少となる見込みであります。増田氏は若年層の大都市への人口移動を何としても止めること、逆に大都市から地方への移住を何としても進めるべきであり、それをやらないと東京自体も立ちゆかなくなるのは明白だと指摘しています。

そこで、今後も本町の人口を増加させ活性化を図るためには、濱議員の指摘されるとおり企業誘致などによる職場づくり、保育所や幼稚園の充実、育児への助成制度などが考えられます。この点においては、私どもも濱議員と意思を同じくするものであり、最近においても大型店舗の招へいを行う一方、ファミリーサポートセンターの創設、就学前第三子の保育料無料化、義務教育終了までの医療費無料化、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり保育、学童保育の充実など他の市町村に先駆け、あるいはそれを上回る子育て施策を展開してまいりましたが、前段申し上げましたように、本町にしてもこのまま手をこまねいていると人口減少は止められない状況にあります。

また、2010年には5,683人であった65歳以上のいわゆる高齢者人口は2040年に10,325人に達するともいわれており、この時点で高齢化比率、本町では約33パーセントと推計されております。定年退職後、時間に余裕を持つ人が今後は急増してまいります。このような方々に対し、自由な時間を過ごす様々な選択肢を用意する必要があると思います。特に本町ではこれまで取り組まれてこなかった文化や芸術面の施策を推進する必要があるのではないかと考えております。

また、そのことが若い世代に出会いや活動の機会を提供できることにもなると思います。更には、先に議論のありました、大規模災害への備えを充実させ、安心、安全の町づくりを実感していただけるようにもしなければなりません。幸い本町にはこれまで蓄積してきた多くの事例と経験があります。町民の皆さんの御協力をいただきながら今後も難局を切り開いてまいります。何とぞ、議会におかれましても御協力を賜りますことをお願いして御答弁いたします。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

人口減少につきましては、十分に検討されたと思います。災害につきましては再問します。

最近、災害、事故が発生したとき、人の間違っただけにより人災を伴い何倍もの何倍もの大きな犠牲者が発生しております。韓国の旅客フェリー事故304名、東日本大震災の大川小学校78名、南三陸町防災対策庁舎43名、七十七銀行女川支店12名、伊豆大島の土石流43名、人の誤判断により何倍もの犠牲者が発生しています。韓国の旅客フェリーでは、過去に3度発生しています。同様な事故が3度

発生しています。これらは対岸の火事ではなく我が国にもありました。1954年、青函連絡船の函館沖の事故、1430名の犠牲、台風15号という副因はありましたが、主因は人の誤判断であります。1955年、宇高連絡船の女木島沖の事故、166名の修学旅行の小学生が犠牲となりました。副因に濃霧の天候がありましたが、主因は人の誤判断でありました。福島第一原発事故、これは副因に想定外の大地震、大津波がありましたが、主因は人の誤判断であります。電気が止まれば原子炉は冷却できなくメルトダウン、対策要領を把握していたアメリカの支援申出を断り、東電は何百年にも当たる収束できない大事故にしてしまったのであります。福島第二原発では同様の被害がありましたが、指揮官が正しい判断により、人災はなく事故は適切に処理されたのであります。福井県の住民が、関西電力を相手に原発の運転差し止めを求めた訴訟で、5月21日福井地裁は、再稼働を認めないという判決を言いましたが、人類には原子力を管理する能力が、まだまだないと判断されたのか。藍住町に大災害が発生した場合、ここ数年では予想される被害は洪水であります。副町長に質問します。人の誤判断を抑えて、正しい判断を下し、安全に町民を避難に導くにはどうしたらよいかを質問します。答弁により再再問を行います。

小堀議長

北口副町長。

北口副町長

災害時に安全に町民を導くためにはということ

で、再問にお答えいたします。

洪水時における町民の避難について、安全に町民を避難させるため、特に風水害については各種警報が出されたとき、災害の発生が予想されるとき、あるいはまた、災害が発生したとき、町は状況により準備、警戒、非常の各体制をとっておりますが、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、町内における応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置いたします。このため災害対策本部体制配備基準を定め職員の非常体制配置を決めております。

御質問の洪水時の町民の避難についてであります。町民の避難が必要とされるときは、当然、災害対策本部が設置されてということが前提となりますので、災害対策本部設置後の対応について申し上げます。災害対策本部の設置については、町長の決定により職員の非常配備体制を敷き、本部を役場庁舎に設置するとともに、

職員の非常体制配置表により、職員を招集いたします。

また、県の災害対策本部、消防署、消防団、警察署等関係機関へ連絡するとともに連携を密にして、情報の共有化を図ってまいることとなります。対策本部では、気象庁や徳島県の災害対策本部、河川管理者である国土交通省や県の関係課からの情報収集に努めるとともに、職員や消防署、消防団による町内巡視を行い、河川の状況や排水路の水位、更には、町内の冠水状況などの状況把握を行います。

そして、河川が氾濫水位に達し、更に上昇が見込まれ、今後、避難の必要が予想されるとき、避難準備情報を出し、情報に注意しながら避難準備を整えていただきます。特に災害時要援護者には早めの避難を行っていただくこととします。破堤につながる漏水など河川管理施設の異常があるときや河川の避難判断水位に達したとき、吉野川や旧吉野川の氾濫警戒情報が出されたときなど、洪水などによる危険がせまっているときには避難勧告を出し、速やかに避難を始めていただきます。大量の漏水や堤防が決壊したとき、大雨特別警戒が出され、災害の発生する恐れが極めて高くなったときなどは、避難指示、命令を出すこととなり、一刻も早く避難所へ避難していただくこととなります。

避難においては、行政はもとより、消防署、消防団、警察等の関係機関、また、自主防災組織や自治会などの支援や協力をいただき、安全に避難ができるよう取り組んでまいります。こうした、情報や避難勧告、避難指示については、防災行政無線や防災ラジオ、町広報車や消防団の消防車による広報、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ放送による広報、電話のエリアメール、また、戸別訪問による伝達などの方法を併用してまいります。以上、御答弁いたします。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

再再問に移ります。先ほど避難指示は、現象の前に出されたほうがよいと思います。現象が一旦起こりますと、もうそれは危険段階なので、それは住民を危険にさらすことになると思いますので、これは適切でないと思います。情報によりテレビとかいろんな情報により、これを避難前に出されて要するに避難の時機をですね、適切な状況にするのが適切だと思います。

〔濱議員、地図を提示する〕

濱議員

次にこれは常にですね、予想される災害に対して準備を怠ってはならないと思います。これは、藍住町史に記載された資料であり

ますが、藍住町は長い間、洪水被害と戦った歴史があります。この青いやつが上が旧吉野川で下が吉野川であります。この間が藍住町ですね。先ほど見せてますんで、こちらの……。この藍住町は長い間災害の戦った歴史があるんです。水流も一旦洪水となりましたら水量も早いんですが量も多いという特徴があります。この他の河川はいろいろありますが、これは1927年この藍住町の第1期工事が完成するまで、その前の段階で川が変遷した歴史を表しております。藍住町史の記録1582年、洪水から今年までで432年経過しております。今回の一般質問で冒頭で述べたとおり、多くの水害がこの藍住町を襲いました。その回数は34回であります。洪水から洪水の間隔は12、3年であります。そして我々の先祖は決して負けることなく、立ち直ってまいりました。我々もまた決して負けることがあってはなりません。1927年吉野川の治水工事が完了し、吉野川の氾濫は抑えることができましたが、堤防の決壊までいくような大水量は何度もありました。前回の洪水2005年からもう9年経過し、もう危険な時期に入っております。伊豆大島の土石流災害は、強力な風水により二次的な被害を恐れ、避難時期を見失い大きな災害としましたが、そのようなことがあってはなりません。藍住町は、何千年もの間洪水と戦ってきた歴史があります。たとえ、気候が変化し、どれだけ大きな大洪水が発生しようとも、先ほどの副町長の適切な答弁で話されたとおり、正確な情報を収集し、適宜適切な判断をし、安全に町民を避難さえすれば一人の犠牲者も出すことはありません。たとえどんな大災害が襲ってこようとも、藍住町は心を一つにして安全な町づくりに頑張っただけでまいりましょう。以上で私の一般質問を終わります。

小堀議長 次は、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 小川幸英君。

小川議員 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

最初に学校教育について伺います。徳島県内で5月から6月に運動会を開く小学校が増えております。今年は約30校が開くことになっており、2015年度からの実施を決めている小学校もあります。熱中症を避けるのが主な理由と聞きました。今年から5月に開いた阿南市の平島小の校長によると、この時期はさわやかな気候の中で練習ができ児童の体調管理がしやすいと理由を述べております。残暑が厳し

い9月から10月は熱中症が心配されるためPTAと相談して決めた。同様に鳴門市の板東小学校も熱中症を心配する保護者から要望があったとして、今年から5月に変更した。また、阿波市の一条小学校は昨年実施した保護者アンケートで希望が多かったため5月に変えた。隣の北島町では3校全てが5月に開いており、町教委は暑さ対策のほかに2学期からは勉強に集中させたいとの思いがあると説明しております。本町においても熱中症を心配している保護者の声もあると聞きます。アンケート調査等も視野に入れて来年度より初夏に変更してはどうか。

次に、児童園児の体力向上に向けて伺います。徳島県教委が子供の体力を向上させる取組の一つとして、食事などについての専門知識を持つ大学教員を小学校や幼稚園に派遣する事業を始める。職員らでつくる、子どもの体力向上企画員室の2014年度初会合で確認した。県教委によると13年度の全国体力テストでは県内の子供の体力に改善の兆しが見られた反面、朝食をとらない割合が全国平均より高いなど日頃の生活習慣に問題が見られた。このため県教委は体力を向上させるためには、朝食や睡眠なども重要となることを保護者らに知ってもらう必要があると判断。県内4大学の教員らを小学校などの希望に応じて派遣し、保護者ら向けの啓発活動をしてもらうことにしたと聞きました。本町においても24年度のアンケート結果によると朝食を毎日食べている子供の比率は幼稚園児から中学校までの平均で87.1パーセントとのことで、約13パーセントの子供が朝食をとっていない。この県教委の啓発に積極的に参加してはどうか伺っておきます。また、運動面の成果としては、昨年度は郡陸上運動記録会、郡水泳能力検査会において各学校とも立派な成績を修めているとのことでしたが、反面、運動が苦手な子や、学校以外では運動していない子もいる。運動する子としない子の二極化状態が課題になっているとのことでしたが、これは具体的にどう対応しているのか伺います。

次に、熱中症予防対策について伺います。学校等のクーラー設置については、前の議会で町長は任期中には設置するとのことでしたが、具体的にどのように取り組んでいくのか伺っておきます。

また、各小中学校に熱中症計はあるか、県教委によると県内小中高校では13年5月から9月に38名が発症し、部活中が約6割の24人を占めております。スポーツ科学科がある鳴門渦潮校では、野球部など部活動9部の顧問が携帯型熱中症計を持っております。気温と湿度の高さに応じ熱中症発症の危険度を知らせる装置で、

危ないと判断すれば休息を多めにとるなど予防に努めております。屋内でも発症の危険があるため阿南市の羽ノ浦中では運動部だけでなくマンドリン部、美術部も熱中計を使っていると聞くが本町の小中学校のクラブではこの熱中症対策どのように対応しているか伺っておきます。

次に、学校防災事業について伺います。各学校での防災訓練は全校児童対象に火災、地震、津波、不審者などの避難訓練を実施している。幼稚園では小学校まで歩いて行き、避難する合同訓練を実施している。小学校高学年では、防災学習として、地震と二次災害、災害に備えて行わなければいけない準備、防災を考えた住居などテーマにより学習している。また、中学校では、実際に緊急地震速報を鳴らしながらの訓練や校外学習として神戸市の防災記念館を訪問したり、生徒会活動の一環でガラスの飛散シート貼りや防災クイズの作成、学級活動、地震、火災、水害などの防災学習を行っているとの昨年報告を受けました。また、今年から幼稚園と小学校では災害時に児童を迎えに来た引き渡しカードを作成し、学校に備え付けているとのことでありました。校外活動や地域の方との防災訓練はまだできていないとの報告でありましたが、今後取り組みたいというようなことでありましたが、今後どのようにしていくのか伺っておきます。県において防災出前講座を開催、各小中学校に出かけていく案が出されているが、本町としてもこの防災出前講座、積極的に申し込んではいかがでしょうか伺っておきます。

次に、防災対策について伺います。政府の2014年防災白書案によると庁舎が破壊し、行政機能が麻痺した東日本大震災を教訓に、住民が主体となって地域で救助、消火活動を行う防災力の向上と町内会といった単位での地区防災計画作成を呼びかけた、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などでは住宅耐震化や避難体制の充実といった事前の対策で、被害を大幅に減らすことは可能と強調しております。東日本大震災では、岩手県大槌町で役場が津波にのみ込まれ、町長が犠牲になるなど多くの自治体で被災者支援が滞り、大規模災害時には行政が住民を救助支援する公助に限界があると指摘しております。同県釜石市で中学生が小学生の手を引いて高台へ避難する等、地域の自発的な行動で被害を免れたところもあります。各地区の避難所運営でも住民が大きな役割を果たしたとして、住民や地域による自助・共助の大切さを強調しております。各地で消防団員が減る中で地域社会のつながりを強めることが重要と報告しております。一方、想定者数が最悪32万3,000人

の南海トラフ地震や2万3,000人の首都直下地震について、早期避難や初期消火の徹底などにより被害を軽減できると訴えておりますが、本町においての地域防災力の公助に対しての取組として、自主防災組織を活性化、基本計画を作成し、自主防災組織結成促進交付金の創設。そのほか自主防災組織運営の継続支援として研修会や後援会の開催、自主防災組織の連携を図っていくことや意識啓発として自治会等の会合への参加や防災講座の開催や広報活動に努めるということでしたが、先の永瀆議員の自主防災組織の進捗状況についての質問に対して、理事者は自主防災組織は92件で約そのうち1割しか活動していないということでありました。まだまだ活動ができていない、要望があれば各地区に出向いていくとのことでしたが、藍住町は3万約4,000人がおりますが、他町から移って来られた方が2万人以上おるといわれております。隣近所の付き合いが少ないというようなことで、自治会がないところもあります。この先ほど説明を受けましたが要望があれば自治会等に出向くというようなことでは、なかなか自治会活動、防災活動はできないと思います。具体的にどのように取り組んでいくのか伺っておきます。

次に、介護サービスについて伺います。厚生労働省は要支援者向けサービスを市町村に移行する案を3年後にするとのこと、介護保険からの要支援者の切り捨ては、ほぼ決定しており、介護は必要にならないために始まったはずの要支援者向けサービス低下や負担額増が心配されております。本町において要支援者を出さないため外部との関わりを持つ健康対策として、いきいきサロン等がありますが、その現状と対策はどうなっているか伺います。

次に、介護支援ボランティア制度活用について伺います。介護予防、保険料引下げの効果もあるとされる元気な高齢者を増やす介護ボランティア制度、この制度とは、高齢者の介護支援ボランティア制度実績を評価した上で評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント年間交付金を交付する制度であります。一定の社会参加活動をしたものに対し、活動実績に応じて実質的に介護保険料の負担を軽減するものです。制度の目的は高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進して、その結果いきいきとした地域社会になることを目指しております。このボランティア制度には3つの大きな特色があります。第一はボランティア活動が介護予防として評価されること。

した。この結果を受けて、徳島県教育委員会では、学校体育の充実、運動習慣の確立、望ましい生活習慣の育成を学校における体力向上のための重点目標とし、平成23年2月に「子どもの体力向上アクションプラン」を示しております。

本町の小中学校におきましても、このアクションプランを下に、各学校において、毎年度に体力向上計画を作成し、現状と課題を踏まえて児童生徒の体力向上に取り組んでおります。具体的な取組は学校によって様々ではありますが、小学校では、体育授業における体力づくりとして、授業の最初に基礎体力を向上させる運動を継続的に実施したり、鬼ごっこやリレーなど、走る運動を中心とした運動遊びを取り入れたりしています。

また、昼休みに体育館を開放して学年単位でドッジボールやバスケットボール等を実施し、遊ぶ場所や内容を増やすほか、運動場での外遊びについても継続的に呼びかけており、放課後に高学年児童を対象にした体力アップ教室や陸上教室を実施している学校もあります。中学校では、授業以外に運動をしない生徒の比率が高く、運動好きな生徒と運動嫌いな生徒の体力差が大きくなっております。このため、体育の授業では、各種運動の実践につながる体力向上のメニューを継続的に取り入れたり、運動嫌いな生徒にも様々なスポーツを通して運動の楽しさを味わわせ、積極的に運動に取り組める意識を育てるとともに、運動の大切さを指導しております。また、食べることと体の働きは、密接な関係であることを保健の授業や保健だよりを通して理解させるよう努めております。

また、幼稚園においては、毎朝の体操のほか、ウォーキング、ドッジボールやサッカー、リレーなどの運動遊びや、体を動かすゲーム遊びを通して子供たちの体力向上を図るよう努めております。小川議員からお話のございました、体力向上に向けた専門家の派遣につきましては、県教委による新たな取組でございますので、今後の状況を見ながら、幼稚園・小学校に対して情報提供を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、学校における熱中症の予防対策について、お答えいたします。昨年度は、藍住町の児童生徒で6月、7月に暑さで気分が悪くなり、保健室を訪れた人数は小学校で4人、また、脱水症状や熱中症が疑われ、保健室を訪れた人数は小学校13人、中学校4人でありました。しかし、病院搬送に至った例はございませんでした。今年は5月に一時、非常に暑い日がありましたが、梅雨に入り、現在のと

ころ厳しい暑さの日は少なくなっております。しかし、梅雨が明けますと本格的な夏に向かい、猛暑がやってまいりますので、熱中症に対しては十分注意をしていかなければなりません。具体的な対策としては、児童生徒に水筒を持参するように促し、こまめな水分補給を指導する。体調の異変がないか、教師による児童生徒の観察や気配りに努め、異常が見られる場合は、早めに職員室や保健室に連絡を取るようになる。保健室や職員室の冷蔵庫にスポーツ飲料を常備する。職員室にその日の熱中症危険情報を掲示し、職員全体で情報を共有する。教室の温度や湿度の確認。教室への扇風機の設置。また、全てではございませんが、先ほどお話がございました熱中症指数計を活用している学校もあるなど、それぞれ、学校の状況に応じた対応を行っております。

御質問のありました教室へのエアコン設置につきましては、これまでに何名かの議員の皆さんからも御質問をいただいております、町長からは、今任期中にやり遂げたいとの答弁を申し上げているところでございます。設置に当たりましては、多額の設備投資を要するとともに、設置後の電気代も大幅に増加するものでございますので、ランニングコストの増大抑制策も含めて、今後、早急に具体的なスケジュールについて、検討を進めていきたいと考えております。熱中症指数計の購入についてでございますが、現時点では、幼稚園で2園、小学校で購入予定も含めまして現在のところ3校でございます。中学校につきましては、現在購入ができておられない状況でございます。そういったことで、クラブ活動での使用についても現在行われていないだろうというふうには考えております。今後購入していない学校等に対しましても、検討をしてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、学校防災事業の現状について、お答えをいたします。本町の各学校におきましては、防災管理についての必要な事項を定め、防災、火災その他の災害の予防を図り、災害発生時の児童生徒並びに教職員の生命、身体の安全を確保し、学校の施設、設備の安全を図るとともに、地域社会の安全に寄与することを目的といたしまして、学校防災マニュアルを策定しております。この中では、災害等の発生時における職員の役割分担や緊急連絡体制のほか、発生時が授業中の場合、教師と児童が離れている場合、校外学習中の場合などのケースに応じた対応、保護者への連絡、引き渡し、学校が避難所となった場合の対応や授業再開に向けた対応方法などを定めており、昨年度は、幼稚園と小学校で、児童生徒の保護者への引き渡し

カードも作成しております。

また、火災発生時の避難経路や、地震の際の一時避難経路、津波が発生した場合の二次避難経路を定めており、それぞれを想定した避難訓練を実施しております。このほか、防災教育の年間指導計画に基づいて、学級活動や理科、社会等の授業を活用しながら、児童生徒に対して、防災に関する知識や、災害に備えることの大切さについて、指導を行っております。

また、教職員の防災研修に関しましては、昨年の夏に、藍住町学校教育研究会の全体研修として、保育所、幼稚園、小中学校の教職員を対象に、徳島県教育委員会の実践的防災教育総合推進事業を活用し、徳島県防災人材センターから学校防災アドバイザーを講師として派遣していただき、「防災教育の進め方や授業での教材について」の研修会を実施しております。

今後におきましても、こうした研修会を開催いたしまして、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。なお、地域の方との防災訓練等につきましては、現在まだ取り組めておらない状況でございます。今後、こういった形で取り組むことができるか検討してまいりながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは小川議員さんのうちの防災対策、地域防災力の向上につきまして御答弁をさせていただきます。

大きな災害時には、行政の対応には限界があり、特に、災害発生直後には、救助や支援も間に合わないことが考えられる中、自助・共助は非常に重要となっております。被害をなくす、また、少なくするため、地域で助け合い、救助や消火、避難行動を行う、また、各家庭でも住宅の耐震化や家具の固定等の安全対策、飲料水を始めとする非常用品の備蓄など災害に備えるといった、地域や住民の取組、防災力を高めることが重要となります。地域の防災力向上には、住民の災害や防災に対する意識向上とともに、自主防災組織の結成促進、また組織の活性化が欠かせないものであると考えております。

しかしながら、本町においては人口の増加とともに、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、全体といたしましては、自治会活動や自主防災組織が停滞している状況にあります。こうしたことから、自治会活動補助金、自主防災組織活性化交付

金、自主防災組織結成促進交付金などの支援策を設けております。これら制度の周知とあわせまして、自主防災組織の重要性を地域の方々、また自治会へ呼びかけてまいりたいと考えております。

また、地域の防災力向上には、各地域の自主防災組織等の活動の中心となっただけでなく防災リーダーの育成も重要であります。徳島県防災人材育成センターの協力も得ながら防災リーダーの育成にも努めてまいりたいと考えております。そのほか、それぞれの地域において防災の専門家が必要であり、防災に関する専門的な知識が取得できるよう地域防災推進員養成研修、また防災士の取得などの推進なども進めてまいりたいと考えております。

また、地域住民が災害に対する危機意識を持ち、防災意識が高まるよう、更なる防災啓発に努めますとともに、今現在も行っておりますが避難訓練や防災講座、各種イベント等での広報等も進めてまいります。また多くの方が参加いただけるよう、広報、啓発も引き続き進めてまいりたいと思います。

そのほか、消防団、それから各種福祉団体、ボランティア団体などの活動の充実も防災力の向上には欠かせません。各種団体とも連携をいたしまして、できる限り支援、協力しあいながら、地域の防災力を高めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

それでは私のほうから小川議員さんの御質問の中で、介護サービスに関する御質問について、御答弁させていただきます。

まず最初に、介護予防の現状と対策についてですが、平成25年度の実績で申し上げますと、各地区の老人憩いの家を会場として、実施しているいきいきサロンが、月1回程度の開催で延べ1,134名の参加、認知症の予防対策としての脳健康教室が、34名を対象に20回開催、簡単な筋肉トレーニング、体操、ヘルスチェックなどを行う一次予防教室が、31名を対象に26回開催、栄養指導、運動機能対策、口腔ケアなどのプログラムを行う二次予防教室が、74名を対象に11回開催しています。今後の対策につきましては、更に多くの高齢者の皆様に参加していただけるよう、事業の内容を十分検討した上で、広報紙等による周知を図ってまいりたいと考えています。

次に、介護支援ボランティア制度についてですが、県内では鳴門市と阿南市が実

施をしています。この制度は、高齢者が介護支援のボランティア活動を通じて地域貢献を行い、地域の力で助け合い、支え合うことを目指すとともに、御自身の生きがいがづくりや元気づくりも目指す制度となっています。具体的には、ボランティア活動を希望される65歳以上の方を募集し、研修を行います。その後、介護保険施設や、グループホームなどで、施設の利用者と一緒にレクリエーション活動をしたり、話し相手をすることによって、ポイントが交付され、貯まったポイントを商品券等に交換するものです。

また、この制度は地域支援事業の対象となっていますので、実施について、今後検討したいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

〔佐野議員、「そのまま、続けていけ」との声あり〕

小堀議長 　　まだ時間いっぱいいくんだったら、ちょっと。

〔小川議員、「12時には終わる」との声あり〕

小堀議長 　　12時には終わるん。ほな、どうぞ。

小堀議長 　　小川幸英君。

小川議員 　　答弁をいただきましたので、再問いたします。

幼稚園・小学校の運動会について、答弁いただきましたが、子供たちの都合でなしに学校とか幼稚園の都合で9月にしているとのことでしたが、昨日、エーアイテレビで板野町の小学校の運動会が放映されておりました。初夏のすがすがしい中、楽しそうに走り演技する子供たちが印象的でした。熱中症が起こってからでは遅いと思われま。保護者にもう一度アンケートを調査なりして、検討していただきたいと思ひます。

また、学校のクーラー設置については答弁もありましたが、至急、やはり熱中症を出さないために取り組んでいただきたいと思ひます。この熱中症対策、具体的な取組、熱中症計もあまり用意されておられせんし、ありませんでしたが、やはりクラブ活動での先生に対して、熱中症携帯型の熱中症計は是非必要と思われま。ので検討していただきたいと思ひます。

次に、自主防災組織活性化に向けての取組については、これから今後取り組んでいくということで、要望があるのであれば出かけるということでありましたが、やはり町民の要望を待つのでなしに、行政のほうから各地区に呼びかけて、会合を持って防災対策について話し合いをしていったらどうかと思われま。

介護ボランティア制度の取組について検討するということでしたが、やはり市町村としてのメリットも十分ありますので、前向きに検討していただきたいと思えます。

小堀議長

森内教育次長。

森内教育次長

再問にお答えをさせていただきます。

運動会の初夏の開催につきましては、学校の都合だけでというふうなことではないわけですが、現実に保護者アンケートを取って検討した学校もございます。また、アンケートまでは取っておりませんが、PTAの役員等との協議の中で結論を出したといったところもございます。いずれにいたしましても、来年度につきましては、本年度の運動会終了後に検討を予定している学校もございますので、いろいろな意見や課題を踏まえて十分検討していきたいと考えております。

それと、熱中症対策としてのクラブ活動での携帯型熱中症計の利用につきましては、早急に検討させていただきたいと思えます。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

小川議員さんの地域防災力の向上につきましての中で御質問いただいております、自主防災組織等低い活性化ができてないということで、各地区から要望を待つのでなくということでございます。駐在委員会等でもこのことにつきまして御案内いたしておりますが、町内各自治会のほうへ、こちらからも再度、内容等、それから結成につきまして働きかけてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

小堀議長

小川幸英君。

小川議員

前向きに検討するというようなこといただきました。熊谷市のクールスカーフ配布について、6月の3日に夏の厳しい暑さで知られる埼玉県熊谷市の小学校で、子供たちに熱中症を予防してもらおうと水でぬらした首の周りなどを冷やすクールスカーフが配られました。暑さ対策日本一を目指している熊谷市は、子供たちを熱中症から守ろうと本格的に暑くなるこの時期に毎年小学校1年生全員にクールスカーフを配っています。今年も1,800枚が配布され、ある小学校では市の担当者が使い方の説明をした後、スカーフを手渡し、子供たちは早速水につけて首や頭に巻き付けていました。クールスカーフを付けた男の

子は、冷たくて気持ちがいい暑さに負けないよう頑張ると話していました。子供たちは登下校や暑い室内でクールスカーフを巻いて熱中症にならないよう注意することです。これから熱中症が心配される時期が来ておりますが、全国の小中学校で対策をとっております。本町でも学校挙げて子供たちの安全のために対策に取り組んでいただきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。

〔江西議員、「答弁漏れないか」との声あり〕

小堀議長 　　ん。

〔江西議員、「答弁漏れ」との声あり〕

小堀議長 　　答弁漏れないですか。理事者。

〔理事者、答弁漏れないことを確認〕

小堀議長 　　昼食のため小休いたします。再開は午後１時に
行います。

（時に午後０時３分）

小堀議長 　　小休前に遡り会議を再開いたします。

（時に午後１時２分）

小堀議長 　　次に、６番議員・西川良夫君の一般質問を許可
いたします。

小堀議長 　　西川良夫君。

西川議員 　　議長より許可がありましたので、一般質問を行
います。

高齢化が急速に進んでいる、こういう状況ですけれども、高齢化が進むにつれて高齢者は当然増えてきます。やはり年が寄ってきますと健康にいろいろと心配な不安なという部分があります。病院へ行って何らかの薬をもらってきて、そしてそれを毎日飲み続けるという、それが一つの安心だとそういう方もおられるんじゃないかと思えます。そこで、医療費の適正化について質問をしたいと思えます。ある８０歳になる御婦人の話ですけれども、その娘さんが話をしております内容は、二、三十年前から一時期あっちもこっちも痛い悪いと、このように病院にかかっているうちに段々と薬が増え、２０錠ぐらい飲んでいたようです。それで、私らと一緒に生活するようになってからは薬の量を少しずつ減らし、今では一錠も飲んでいません。それとともに不思議にもどこも具合の悪いところがなくなり、とても健康で元気に

なりました。こういうことを感じている方はたくさんおられると思うんですけども、あるお医者さんが、たくさん薬を飲んでいる老人に薬をやめさせたら逆に元気になった、こういう話です。よほど重篤な持病でない限り、薬には頼らず、生活習慣を見直し、食事を改善し、適度な運動をすれば、たいてい健康になってくるそうです。この国の医療費は無駄な検査、無駄なりハビリ、無駄な薬、無駄な治療、無駄な手術により膨大に膨れ上がり若い世代の生活を著しく圧迫しています。多くの医者が言うにはおそらく9割以上が無駄だそうです。日本は全世界の薬品の3、4割を消費しております。医療先進国の17倍の外科的がん手術の数。医療先進国の20倍の抗がん剤の使用。医療被曝は医療先進国の5倍から7倍。医療先進国では、あらゆる患者が減少し、日本医療だけはあらゆる患者数が激増しております。米国のフラミンガム市で戦後すぐの1947年から50年以上にわたって行われた長期調査の結果で世界的にも有名な大疫学調査であります。2,000人以上の同じ人を調査した結果、人の血圧は50年の加齢とともにどう変化するかという経年変化の実例であります。年齢に90を足した数字になる。それが正しい数字だとこのように結論をしております。つまり、70歳の方は160、80歳の方は170の血圧がちょうどいいんだと、日本でも昔は年齢に90を足した数字が適正值だったようです。これらの人々は老化により血流が悪くなって血圧を上げる必要が生じ、それに体が正しく反応して血圧を上げることができて長生きしていたのです。これが人間の自然で正常な姿なのです。高血圧になると血管が破れるというリスクがあります。しかし、一方で低血圧では脳に血液が行かないというリスクがあります。そして、高血圧のリスクと低血圧のリスクを比べれば、人は年をとったら血圧が高い方がよいというのが自然界の選択なのです。では、脳出血と脳梗塞の比率はどうかといえば、現代では脳出血が3割、脳梗塞が7割です。ですから、高血圧だと3割の脳出血は起こりやすくなるが、7割の脳梗塞は起こりにくいといわれております。単純計算では、血圧が高い方が脳卒中が起こりにくいと、こういうことになります。岡本裕さんという、長く脳外科専門医をなさっておられた先生の話では、血圧が常時200を超えるほどでなければ、血圧と脳出血の相関はないといわれております。日本の基準値は、突然平成12年に、上が160下が95から、140を90に引き下げられました。これにより、高血圧患者が2,000万人から一気に5,000万人に増加しました。加えて平成16年には、老人以外は130と85と再度引

き下げられ、新たに何百万人もの患者が増えました。また最近では143にするという、どういう都合かは知りませんがそういうふうな話がありましたけども、こんなに新たにころころと変わっていいものでしょうか。そして血圧が基準値より高いと血圧降下剤が処方され、一生飲み続けなさいといわれます。大人の2人に1人は、高血圧患者のレッテルを貼られておりますが、もちろん、高血圧によって何らかの自覚症状がある場合は、薬で血圧を下げる必要性がありますが、薬とは、緊急の場合に短期間に服用すべきで、毎日飲みなさい、ずっと一生飲みなさいという処方方は根本的に間違っている。このようなこと多くの医者が言っております。血圧降下剤の副作用、これは脳梗塞と書かれておりますが、つい最近もバルサルタンという降圧剤が脳卒中や狭心症の影響が減少するとのデータ捏造で元社員が逮捕され、京都府立医大が謝罪しておりました。もともと血が流れにくくなった血圧を上げて対応している高齢者が、若者と同じように血圧を140以下にしようとして血圧降下剤を常用していれば、脳に血液が回りにくくなって脳梗塞が起こりやすくなるのは、物理的な必然であります。2009年に京都府立医大で開発された「認知症早期発見装置」、これは脳の血流を測る装置ですが、その認知症は脳の血流を測ることによって分かるというそういうものですが、このことも、このことから脳に血流が悪ければ認知症になると、こういうことだと思います。血圧降下剤は脳への血流を悪くしますから、この薬の多用が認知症を多発させている疑いがあるといわれております。血圧降下剤の生産額が毎年10パーセント伸びていますが、昨今の我が国の認知症の増加と、血圧降下剤の消費量の増加は一致しております。高血圧のレッテルを貼られた者に対しては、医者が降圧剤を勧めます。そして、日本人の場合は、たいてい素直に従い薬を死ぬまで飲み続けます。こうして医療費が急増しました。世界の降圧剤出荷高の5割を日本人が消費しているとのことであります。これって、おかしいと思いませんか。こういうことから医療費の適正化への取組は重要な課題だと思いますが、本町の過剰診療、又はレセプト点検の成果はいかがでしょうか。また、データヘルスの取組についてお伺いしたいと思います。

続いて、公共工事契約制度についてお尋ねします。民主党から政権交代以降、安倍政権は経済対策、震災復興、国土強靱化による防災対策など課題解決目指して着実に前進していることが感じられております。特に経済対策は重要課題としてあらゆる方策に取り組んだ結果、賃金上昇の兆しが地方にも見え始めたといわれており

ます。更にアベノミクス効果は東京オリンピック需要にも連動して、計り知れない経済効果が期待できると賑わしておりますが、一方で建設業界やサービス産業では人材不足が懸念されているとも報道されております。昨年成立した国土強靱化基本法により全国的な規模でインフラ整備や公共施設の改修、更新など公共事業も増加傾向となっているのではないのでしょうか。これを期に地方の建設業会等も活気があふれることを期待したいところであります。建設関係に携わっている人たちとの会話の中で、仕事はあっても全く儲けにならないとか、損をしてでも仕事を取らなければ後がないと、こういったことをよく聞きますが、どうしてそうなるのか疑問に思うところであります。その問題解決に取り組むのも行政の責任ではないかと思えます。公共事業における入札制度については、低価格競争を見直し総合的な質の評価を考慮することが求められております。また、国土交通省・総務省が連名で、地方公共団体に対して、予定価格の最低制限価格の上限を10分の9、いわゆる90パーセントに設定することの見直しの要請もしております。近隣自治体の入札情報の一例を挙げてみますと、石井町では250万以上の入札結果を全てネット上で公表しております。当然ですが各業者の入札額が全て違うのは当然であります。町民がもろもろの工事に対してどの業者が幾らで請け負っていて、どんな工事をしているのか、一目で詳細に分かるようになっております。そこに暮らす住民に対して、今、何の工事をしているのかとか、入札の制度や入札結果などどのようになっているのか、公表するのは行政側の最低限の責任ではないのでしょうか。藍住町の入札制度で入札の透明性や公正な競争の促進につながっているのかどうかお伺いをします。以上、答弁をいただいて再問をしたいと思います。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

西川議員さんの御質問の中で、医療費の適正化の取組について、御答弁をさせていただきます。

まず最初に、過剰診療等の有無についての御質問ですが、町の取組としましては、同じ疾病等で複数の医療機関を受診されている被保険者を毎年レセプトから抽出し、問題があると思われる被保険者の方には、個別で訪問指導を行っています。

続きまして、レセプト点検による成果につきましては、平成23年度が1,027件、還付額1,031万1,377円、平成24年度が1,021件、還付額1,765万3,399円となっております。

続きまして、データヘルス計画の取組についての御質問ですが、この計画につきましては、特定健診やレセプトなどの情報を活用し、被保険者の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行うもので、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の中にも盛り込まれています。具体的には、特定健診、レセプト情報等のデータ分析に基づく、効率的、効果的な保険事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画を策定するものです。町としましては、現在、来年度中の策定を検討しております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

西川議員さんの公共工事の契約制度について御答弁をさせていただきます。

西川議員さん御質問の入札発注時の透明性につきましては、入札予定価格と最低制限価格の事前公表を行い、指名業者間で、予定価格と最低制限価格の範囲内で自由に公正な競争により、入札が実施されております。このため、しばしば複数業者の間で最低制限価格での入札があり、くじによる落札業者が決定されることがありますが、透明性の確保、公正、公平な入札が行われております。なお、質問の中ではなかったんですけど、通告の中で地元優先発注とかいうのありましたんですけども、それはよろしいですか。

〔西川議員、「それもお願いします」との声あり〕

吉田建設課長

通告の中にありましたので、地元業者の優先発注促進につきましては、建設課所管の土木工事は、県のランク付けを参考に町内業者のみを指名しており、ABCの3ランクに分け、設計金額に応じた指名をいたしております。水道本管の布設工事も町内業者のみの指名であります。地元業者の育成が地元でできる工事と判断したものについては、今後とも地元発注に心掛けてまいります。舗装工事につきましては、町内に舗装業者がありませんので、県内業者を指名しております。

また、今議会初日に議決をいただいた、下水道幹線管渠工事につきましても、工事の性質上県内業者の指名ですが、7社指名のうち2社は町内の業者でありましたので申し添えておきます。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

西川良夫君。

西川議員

答弁いただきましたので、再問をしたいと思います。

ます。

医療費の適正化については、レセプト検査、点検、それから、そのレセプトを通じての過剰診療、あるいは過誤診療とかそういったものについての点検をする以外にないと思いますが、そのほかにいろいろと、いろいろ考えて、やはりこの無駄についての認識を高めるといった、そういう努力をする必要があると思います。健康な人が病気にされて、そして薬を飲まされその副作用で、更にまた多額の医療費がかかると、こういった一つの構図があるとすれば、もしそういうことあるんであったら、それはそんなに簡単に制度医療制度を変革するのは難しいと思いますが、それに対する独自の一人一人の個々の対応が必要になってくる。その取組がこれから必要だと思います。香川県のまんのう町の町民医療費の適正化に向けた町独自の取組というのが紹介されております。まんのう町では2008年当時、上昇する町民医療費の負担が課題の一つであった。町の一人当たり医療費は県内トップでこれをどう引き下げるかが課題で、そこで、住民に医療費削減に向けたPRを始めたということです。まず、町の一人当たり医療費が全国平均と比べて25パーセント高いことを町民に説明し、それにより、国民健康保険料も高くなってしまうこと、医療費削減に向けた対応を町民一人一人が行うことで、町の一般会計支出のほか、自分たちの保険料負担も引き下げられることを説明して回ったということです。さらに、町では調剤費と入院費が他の地域に比べて高く、この二つを引き下げる取組が必要であると説明を行ったということです。そのような説明を一方的に企画をしたところで住民が集まるものではない。そこで、自治会や商工会の会合はもちろんのこと、地域で数名程度の集まりがあれば、夜間休日を問わず、会場に役場職員が出向き、15分程度の時間をもらって町の医療費の実態やその削減に向けた工夫について一目で分かるグラフや表を用いて話をしたということです。すぐにできそうな取組として、自らかかりつけ医に診てもらうこと。重複受診をやめること。ジェネリック医薬品を使うこと。予防のための健診を受診することの四つを掲げ、一人当たり医療費の水準を県平均まで引き下げることを目指そうと話したそうでありました。地道に積極的に取組を行った結果、医療費引下げに成功し、県内でトップだった一人当たりの医療費は2011年度には県内第4位まで下がったといわれております。そういう効果があったということではありますが、町でどれだけ地道な取組を行おうとも病床数の増加や長期入院患者の出現等により、特に規模の小さい町村部の場合、

一人当たり医療費は跳ね上がるとの指摘もあります。しかしながら、役場が保険者として、医療サービスの利用と保険料負担について考える場を作ったことの意義は非常に大きい。住民一人一人が受益と負担の関係について理解し、給付と負担の在り方について考える機会を持つことで解消される無駄もあります。一人一人が無自覚にサービスを利用すれば支出は膨張し、保険料や税負担は上昇し、結果的には行政に対する不満や不信が高まることにもなりかねません。国が進める社会保障、税一体改革を見ても、住民不在のまま財政再建ありきの議論が行われているようにも見えます。自治体の地道な取組を通じたガバナンスの構築が必要であり、まんのう町の取組に一つの可能性を見た思いがしたと、このような感想を語っております。まんのう町の取組は保険者として、現状をしっかりと住民に分かってもらい無駄の削減や健康に対する意識革命を行ったことは大変評価ができることだと思います。なぜこんなに病人が増えるのか、それは我が国の医療制度に原因があることは多くの国民が知っていることでありますが、やはり現状を変えるのは容易ではありません。結局は一人一人に現状の説明を根気よく続け意識を変えていく以外に医療費の適正化はできないと思います。そういう意味からも藍住町にとりましても、しっかりと一人一人が認識をしていただけるような、そういう取組、効能が要求、求められると思いますが、データヘルス計画も通じて今後の取組についてお伺いしたいと思います。

続いて、公共工事の入札制度についての答弁いただきました。建設課長によりますと、事前公表は行っており、最低制限の事前公表、制限価格の事前公表で、結局、くじによる入札が行われていると、こういうことで、公表に透明性と公正に行われていると、こういう話でございました。地元に対しての優先発注もしっかりと行っていると、こういう内容でございます。先の質問で石井町の例を挙げましたけども、入札額が各業者違ってこそ入札といえるんであって、くじ引は入札でなく、くじ引なんですね。ですから、指名競争入札は実際、発注者にとって指名によってある程度の施工実績がある事業者を選んでおけば、施工の途中で工事を放棄したり、手抜き工事をされる心配がないだけでなく、技術審査の負担を軽減できる等のメリットがある入札方法との指摘がある一方で、競争参加者が限定されるとともに参加者名も明らかになることから談合を行いやすく、真の競争の実効性を期し難い側面もあるのではないかと、発注者と事業者との癒着を招きやすい方式ともいわれている

ために、そのような不正がないとしても、やはり疑問視する人がいるのでないでしょうか。中央建設業審議会は、建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向についてを建議し、その中で、予定価格を入札の後で公開する事後公表に取り組むべきとの提言を行っております。政府の行政改革委員会規制緩和委員会の最終報告でもこのように行われております。この予定価格の事後公表も、公共工事の入札契約における透明性、客観性、競争性の向上に資するものとなるわけです。一方、最低制限価格の事前公表は入札業者がその1点に集中し、くじ引になることが問題であります。指名業者はくじ引に参加するだけで、技術の向上や経営努力などに力を入れる必要もなく、採算性も曖昧なまま入札に参加することも考えられます。そのため、施工直後クレームが発生することも少なくありません。発注側も受注側も楽で苦勞が伴わない分リスクが大きくなる。そういうことも予想されます。以上のことから、国の指示では公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性、客観性、競争性を向上させる必要があります、また、地方自治法では一般競争入札が原則とされていることから、全ての地方公共団体において速やかに一般競争入札の導入、適用範囲の拡大を図るものとする、このように示されております。入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、この提言の趣旨も踏まえ、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入、拡充、その条件整備としての入札ボンド、入札ボンドとは金融機関がその業者を審査して、そして、保証するといった証書を発行することです。ダンピング受注の防止等の取組を進めることが要請されております。公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約が要求されております。発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、国土交通省で作成した地方公共団体向け総合評価実施マニュアル等を参考に導入が容易な施工実績、工事成績や地域貢献の実績評価を重視した、特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入、拡大に努めることと指導しております。

また、入札監視委員会等の第三者機関に設置するよう求められており、国土交通省で作成した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の自治体による第三者機関の共同設置や監視委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取

り組むことが求められております。

また、電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されております。また、入札及び契約のICT化によりペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待されております。更にインターネット上で入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されることから、可能な限り速やかに導入に努めることを求めています。電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置されているということでもあります。現在、徳島県が運営する電子入札システムを共同利用する自治体がありますが、試行導入も検討すべきではないでしょうか。建設課長から答弁がありました地元優先発注の方針について、現在でも発注、地元発注優先して行われているということです。地元優先発注の方針、要綱等を作成して、そしてネット上で公表することなどにより、藍住町の町政運営に対する評価が一段と高くなることと地元企業の発展や応援にもつながります。そして、入札結果などの詳細情報は、今、多くの自治体がネットで公表しており、入札制度の透明化の確保、公正な競争の促進があってこそ事業に対する品質も確かなものとなり、優良企業を育てることにもなるわけであります。現在の最低制限価格事前公表は不正防止のためや公平性などのいろんな理由があるようではございますけれども、前段のような理由から今の制度は好ましくないと思いますので、入札制度改革を行うべきではないでしょうか。このことについては町長のほうに答弁を求めたいと思います。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

西川議員さんの再問の中で、医療費適正化の取組について、お答えさせていただきます。

まず1点目の過剰診療の関係につきましては、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたように、重複受診されている被保険者について、更に訪問指導を徹底したいと考えています。また、議員さん御提案の啓発活動につきましても、今まで以上に取り組んでいきたいと思っております。

次に、データヘルス計画につきましては、すでに実施している健康保険組合では、一定の成果が得られていると聞いておりますので、町といたしましても、計画策定

に前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

石川町長。

石川町長

西川議員さんの御提案の総合評価方式は、価格のみによる落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素、例えば施工時の安全性や環境への影響、過去の工事实績、技術者評価、地域貢献度などを総合的に評価する方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。

また総合評価方式については、技術提案の内容について、審査の恣意性を排除して客観性を確保するため、学識経験者からの意見聴取が義務付けられております。電子入札制度につきましては、徳島県のシステムがあり、鳴門市など7市が利用し徳島市は独自のシステムを作られておりますが、町村につきましては本町を含め、加入はありません。システムに加入することによる毎年の経費も多額で、また、業者にも費用負担がかかることにもなります。また、本町においては専門的技術職員も不在であり、担当職員に対する研修もできていない状況でありますので現在のところ、この総合評価方式・電子入札制度の導入については考えておりません。地元優先発注の方針、要綱及び入札結果などの詳細情報を町のホームページへの掲載については、今年度発注分から、実施をしてみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

西川良夫君。

西川議員

医療費の適正化についての取組は、やっぱり保険者である町の責任において、しっかりとどれだけ適正化ができるかということについて、取り組む必要があるのではないかと思います。それによってそれぞれが本当の実際、薬を飲まなければいけないのか、実際に病院に行かなければいけないのかと、そういったことをしっかりと認識できるような、薬に頼る、あるいは病院に頼るといった生き方でなく、自分自身がしっかりと健康な体を作って、そして元気に生活すると、そういった一人一人の自覚ができるような、そういった、この保健課の指導がやはり効果、これから効果が出るのではないかと思います。

それから、入札についてでありますけども、町長が今答弁ありましたように入札の詳細情報については、ホームページで公表するというところでございますので、分

かりやすいように、どういう工事が行われて、また、どういうところが請け負ってどういう工事をしているのか、幾らで工事を落札をしたのかとか、この入札結果の情報とかしっかりと情報を公開、公表していくのが、これがもう今の常識でありますので、是非そういうふうになることを期待をしております。以上です。

小堀議長 次は、2番議員・西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 西岡恵子君。

西岡議員 議長より許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めます。理事者には分かりやすい答弁をお願いをしておきます。

今回は、教育、福祉、その他行政事項の3件について行います。まず、教育事項より子供たちの健康について質問をいたします。子供たちの健康を保つために町の教育基本方針にも掲げられ努力目標の中にも確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育の推進とし、具体的には学校、園、家庭、地域が連携して、基本的な生活習慣、早寝早起き朝ごはんを身につけさすよう推進するとあります。

また、本年度において、町PTA連合会が各保護者に向け提案した、藍住町家庭教育7箇条の中、本日議員のほうにも配布されておりますが、早寝早起き朝ごはんを実践しようとしてあります。私はこれまで、食事、学校給食の充実について質問をし、教育委員会においては、それぞれ対応をしていただいたところです。

今回は、早寝早起きの指導について、成長期の子供たちの健康を保つためには、早寝早起きの基本的な生活習慣、生活リズムを身につけること、特に睡眠が大切といわれ、その質の低下は思考力混乱、学習意欲機能が低下するともいわれております。生活の多様化、夜型社会の中、子供たちの現状はいかがでしょうか。

次に、福祉事項、子宮頸がん予防について質問をいたします。子宮頸がんは20代から30代の若い女性に増加、国内で年間約9,000人が発症。うち、約2,700人が死亡しているがんの一つです。予防には定期的な検診とワクチンの接種が効果があると、厚生省はワクチン接種を推奨してきました。本町においての子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業は、平成22年10月1日から中学3年生の女子を対象に始まり、平成23年1月からは中学全学年、高校1年生が対象とし、ワクチン接種事業を進めてきておりました。ところが、平成25年4月の前後から副作用の症例が報道され、同6月から厚生省は積極的な接種勧奨の差し控えを決め、以

後ワクチン接種率が激減していると聞きます。ワクチン接種に対し、具体的にどのような通達があったのでしょうか。また、これまでのワクチン接種状況、副作用の症例の有無について尋ねます。

次に、子宮頸がんの予防、早期発見のための検診について、前段でも述べましたが、子宮頸がんの発症は増加傾向といわれ、予防には早期発見の検診が何より大切といわれております。本町の受診状況についてお尋ねをいたします。

最後に、町税や他の徴収金について質問をいたします。現在、税金や他の徴収金を納付する場合、町より発行の納付書による町の窓口か、各金融機関での納付、また、金融機関に契約した引き落とし方法かと思われませんが、それぞれの納付件数の割合、金額について尋ねます。答弁をいただきまして再問をいたします。

小堀議長 和田教育長。

和田教育長 西岡議員さんの早寝早起きに関する御質問に答弁申し上げます。

従来からの伝統的な教育は、知徳体、すなわち知育、徳育、体育の3本柱から成り立っていました。ここ10年余り前からは、この3本柱に食育が加わり、4本柱で教育を捉えるのが主流となっていました。ところが最近、御指摘のとおり、新たに5本目の柱として、眠育を唱える人が出始めています。良質な睡眠をとることにより、昼間の脳の働きが活性化され、精神状態も安定化する、そのためには早寝早起きを徹底させようというのが、眠育のコンセプトです。これは子供の成長、健全成長を考える上でとても大切な視点だと思います。

さて、近年の脳生理学者の研究によれば、夜の10時から深夜の2時までの4時間が、最も熟睡しやすい睡眠のゴールデンタイムと呼ばれる時間帯だそうです。日の出とともに目覚め、暗くなってから眠るという何十万年以上にわたる生活の中で形成され、人間のDNAの中に深く組み込まれていった人類共通の脳の働きである睡眠のゴールデンタイムを子供たちには十分活用してほしいものでございます。早起きは三文の徳と昔からいわれていますが、昔の人は体験的に睡眠のゴールデンタイムのことを知っていたものと思われれます。早寝早起きの実行により睡眠とさわやかな目覚め、日中の活動と活力、精神的安定を子供たちに提供したいものです。従来からも園児・児童生徒並びに保護者に対し、学校や幼稚園、教育委員会からも早寝早起きを呼びかけているところではございますが、必ずしも早寝早起きが実行

できていない子もいますので、これからは眠育という視点も踏まえ、早寝早起きの大切さを一層呼びかけていきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 それでは私のほうから西岡議員さんの御質問の中で、子宮頸がん予防について御答弁させていただきます。

まず最初に、子宮頸がん予防ワクチンの接種についてですが、平成22年10月から県の単独事業として、任意接種に対する公費助成が始まり、平成23年1月から国の事業に移行され、平成25年度からは予防接種法に基づく定期接種になっています。その後ワクチン接種による副反応が問題となり、ワクチンとの因果関係が否定できない、持続的なとう痛が相当数報告されたことから、厚生労働省ではワクチンとの因果関係が明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨しないこととしています。このことから本町においても積極的な勧奨は行っていません。

なお、ワクチン接種者の延べ人数につきましては、平成22年度が796名、平成23年度が1,585名、平成24年度が470名、平成25年度が62名となっています。また現在のところ本町においては副反応の該当者はいません。

続きまして、子宮頸がんの検診についてですが、子宮頸がんは定期的な子宮頸がん検診で、適切な処置を行えば予防ができる病気であり、発症しても早期治療で完治が可能な疾患といわれていることから、早期発見、早期治療のための検診が重要であると考えています。このことから、町では健康増進法に基づく事業として、20歳以上の方を対象に隔年で子宮頸がんの検診を行っています。

また、集計済みの過去3年間の受診率につきましては、平成22年度が36パーセント、平成23年度が35パーセント、平成24年度が32.9パーセントで、受診率はいずれも県内1位となっています。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

下竹税務課長。

下竹税務課長 それでは西岡議員の税金や他の徴収金の納付方法についての御質問に御答弁申し上げます。

税の徴収は年金や給与から天引きする特別徴収と、自分で納付する普通徴収の方法があります。本町での普通徴収の方法については、納付書による納付か又は口座振替による納付の2種類を行っています。平成25年度における主要な町税の納付状況を見ますと、口座振替納付の割合は、金額ベースで固定資産税37パーセント、

住民税４５パーセント、国民健康保険税６１パーセントとなっております。このように固定資産税の口座振替率が低いのは、納税者に町外在住者が含まれていることや、特に大口納付の法人が町外であることが原因となっております。

税以外の徴収金については、学校給食費、保育料、学童保育利用料は原則として口座振替としており、住宅使用料については口座振替率は６７パーセントとなっております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長 西岡恵子君。

西岡議員 答弁をいただきましたので、再問をさせていただきます。

早寝早起き朝ごはんについてでございますが、先ほど教育長もおっしゃいましたように、１０時から２時までがゴールデンタイム。じゃあ、このゴールデンタイムにきちんと寝ている子はっていうところで、私も教育委員会が取っておりましたアンケート結果から拾い出して見ました。午後１０時までに寝る子供についてみると、幼稚園の年少、小学校２年生までが８９パーセントから８０パーセント、小学校３、４年生は７８から６６、小学校５、６年生は６６からぐっと落ちまして３６パーセント、これが中学校にいくと１５から１７、２年生は７から１３、中３は３から７パーセントと、年齢が高くなるにつれ１０時までに寝る子供たちが少なくなってきております。また、１０時から１２時までに寝る子供たちの割合についてもまとめてみますと、幼稚園年少から小学校２年生が１１から１９パーセント、小学校３、４年生が２１から３１パーセント、小学校５、６年生が３５から５８、中学生になりますと６２から７３パーセント、中学校３年生に至っては５０パーセントの子供が１０時から１２時までに寝ているということで、段々夜型になっている傾向が見られます。また、１２時以降に寝る子供たちも小学校３年生から見られ始め、高学年で５パーセント前後、中学校では１５から１５パーセント、３年生では４０から４８パーセントが、１２時以降に寝るといふようなアンケート結果にまとめてみましたらなりました。

子供たちによい生活習慣をつけさせるために、本町もこの夜型社会になっておるこの影響を子供たちが受けているっていうことは、明らかではないでしょうか。子供たちが勉強等で遅くなるとも考えられますが、先般の子供たちの携帯の使用時間、今、現在問題にもなっておりますが、これも睡眠の妨げになっている可能性もござ

います。

このような子供たちの社会状況の中で、眠育の大切さを非常にお願いしたいところでございます。その中で、これから具体的にどのようにこの眠育について、先ほど言われました5本柱の取組について、どのように取り組んでいくのか具体的にお答えいただけたらと思います。

子宮頸がんについてのお答えをいただきました。子宮頸がんの接種については、現在、厚生省の要請から積極的接種は行っていないということをお答えいただきました。そして、現在副反応もないということで安心をいたしました。この先ほどのお答えからしますと、22年から23年が倍ぐらいに増え、それからぐっと落ちて去年は62名、やはりこの副作用の報道が町民にもわたり、いろいろ不安を抱いていると思います。今後このような保護者、不安に思っている保護者、いずれにせよワクチンを受けていいものやら、将来的考えてこのワクチン接種を受けていいのかと、非常に不安を抱いている保護者もおられます。是非にいろんな情報収集をして、その保護者あるいは対象者に対して、具体的にお答えをしていただけるような体制を取り組んでいただきたいと思います。

次に子宮頸がんの検診については、現在細胞診の検査のみで実施されております。一度の検診でもう一つの検査HPV、ヒトパピローマウイルス検査ということもあるようです。この検査と組み合わせることで精度が向上し、前がん病変の段階で発見すれば、更に発見率が高まり進行を防ぐともいわれております。若い女性の多い本町にとっては、取り組むべき事業だと考えますがいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、徴収税、徴収金についてお答えをいただきました。口座振替等もかなり多いということでございます。固定資産については37パーセント、町外の人が多いので、少し利率がパーセントが少なくなっているとのことでした。生活様式が多様化する中で、窓口営業時間内に金融機関に出向いて公金を納付することが難しくなっている状況が増加。これに対し、総務省も公金納付についてその方法を緩和、コンビニ等で公金納付委託が可能となっております。本町においても、共働き世帯が多く金融機関の窓口営業時間内に出向くことが困難、苦勞しているとの話を聞きます。従来の金融機関や自治体の窓口などに限られた収納ではなく、窓口を拡大しコンビニで支払い可能にすることにより、納付者の利便性を図り、滞納者への納付促

進にもつながる、この方法についての検討をするべきだと考えますがいかがでしょうか。お答えをよろしくお願いいたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長 西岡議員さんの早寝早起きに関する再問に答弁申し上げます。

確かに、藍住町でのアンケートを見ましても分かりますように、子供たちの年齢が進むにつれて、早寝早起きから遅寝遅起きに変化していているという姿が見えてまいります。やはりこれはですね、いかにすべきかと非常に頭が痛い点でございますが、眠育、すなわち早寝早起きを子供たちに実行してもらうには、まず、保護者の理解と協力が大前提であると思います。そのためには、今後とも学校や幼稚園、教育委員会からも、保護者に対して子供たちの早寝早起きの習慣づくりを、繰り返し粘り強く呼びかけていきたいと思ひます。これが第1点でございます。

そして、第2点目はですね、年齢が進むにつれまして、遅寝遅起き型に変化している原因の一つに、議員さん御指摘のとおり、節度なき携帯やスマホの使用ということが考えられます。したがいまして、遅寝遅起きの原因になっています。スマホや携帯の使用につきまして一定のルールを決めて、学校や家庭とともに子供たちに実行するように指導していかなくてはいけないと、そのための議論をですね、保護者やPTA含めまして学校とも大いにこれから議論しながら考えていきたいと思ひます。以上、答弁させていただきます。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 西岡議員さんの再問の中で、子宮頸がん予防についてお答えさせていただきます。

まず、最初に子宮頸がん予防ワクチンの接種についてですが、町としましてはワクチンの接種の希望者が接種するための相談も含めた環境は整えていますが、積極的な勧奨の再開につきましては、厚生労働省の副反応に対する判断が出るまで行わないこととしています。

次に、子宮頸がん検診についてですが、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたように、早期発見、早期治療には受診率の向上が重要だと考えていますので、引き続き啓発に努めていきたいと考えています。

また、議員さんの御提案のHPV、ヒトパピローマウィルスDNA検査につつま

子宮頸がんにおきましては、やはり早期発見、早期治療ということで、先ほどのHPVの検査はまだ厚生省も認可ではないというようなところもございます。そうになると、やはり細胞診の早期発見、早期治療っていうところに行くかと思えます。今、現在藍住町においては、35パーセント前後の受診率っていうことでございます。更にこれを向上さすように努力をしていって、女性ならではのがんであるこの子宮頸がんの予防に是非に努めていただきたいと思います。ワクチン接種につきましては、1年経つ現在ですが、厚生省も今、課長が言われたように、まだ、答えを出し切れてないっていうのが現状ではないかと思えます。そこのあたりを注視しながら、しっかりと対応がとれるようにしていただきたいと思いますをお願いをしておきます。

徴収、税の徴収等については、今お答えをいただきました。本年の5月にその関係機関よりからの打診もあったかの御答弁もいただきました。それについてはシステムにお金、システム変更にお金もかかったりするということでございましたが、本町の成り立ちからいいますと、納付拡大を是非にするべきであろうと、これからまた女性が社会進出をし共働きがますます多くなる。そうすると、納付期限内に時間内に納めに行くことも非常に困難になるっていうこと、そういうことも踏まえ納付者の利便性を図るためにも、是非是非に実施に向けて検討を前向きに進めていただきたいと思いますをお願いをしておきます。以上で質問を終わります。

江西議員 議長。

小堀議長 はい（江西議員）。

江西議員 今、西岡議員と教育長の間で、この藍住町家庭教育7箇条っていう質疑があって、その中で全体の7箇条7つのはええと思うんやけど、早寝早起きを取り上げて質疑をいたしました。ですけど、藍住町の教育委員会が藍住町の家庭教育についてどこまで関与できるのか、教育長ちょっと教えてください。

〔小堀議長、うなづく〕

和田教育長 はい、では、答弁させていただきます。私、家庭、学校、教育委員会並びに関係行政は連携しあっていくべきものだと思っております。実はですね、5月14日に町P連の総会が開かれまして、その時私も毎年、発言権はないんですけども、来賓の一人として同席させていただいております。その席上でですね、この家庭教育7箇条が半年間、検討していただいていたんですが、

ルプと通所介護、デイサービスを保険給付から外して給付の権利をなくしてしまいます。代わりのサービスを市町村が地域支援事業で行うといいますが、給付があるわけではありません。給付は要介護認定を受けたら、支給限度額までサービスを自ら組み立てて、現在は1割負担で使うことができます。しかし事業となると保険上の受給権はありません。財源は介護保険から出ても、サービスを作るかどうか、どのような負担をするかは市町村の判断になります。財源がなければサービスの内容が低下をしても受給権の侵害にはならないし、サービスの期限、期間限定で打ち切られるとしても同様です。事業にはボランティアの活用も想定していますので、恒常的にサービスを提供できる人材がいるとは限りません。また、安定性や質も保証されていません。このような状況の中で、全国の市町村からは、受け皿の確保が困難、人材を確保する見通しが立たない。このような声が上がっています。介護度が重度化しないために、訪問介護と通所介護を重要視してきました国が、責任放棄をするわけです。要支援者は今後増え続けていきます。藍住町はこの改悪で、介護保険制度から追い出される要支援者に対する受け皿の確保はできるのか、この点を伺います。

2点目の質問です。特別養護老人ホームの入居、要介護3以上に限定する問題です。行き場のないお年寄りはどうしたらいいのか、介護難民を放置する大問題です。

まず、一つは特養待機者の枠から排除される要介護1、要介護2の人を救済する施設整備の計画はありますか。

二つ目は、現在1か月6万円足らずの年金受給者では、月12万円程度いる民間の施設には入所できません。家庭で介護ができる状況でもありません。老老介護で家庭も崩壊しています。町として、行き場のない高齢者の状況をどのようにするのか伺います。

3点目の質問です。介護保険サービスの2割負担の問題です。これまで1割負担だった介護保険サービス利用料が2割負担に引き上げられます。年金収入280万円以上の人について、お金が余っていて負担能力があると厚生労働省の説明根拠のデータが、嘘であったことが小池晃議員の追及で明らかになりました。この2割の根拠も崩れています。在宅では、要介護1が7,700円から1万5,400円になるなど軒並み増加をします。特養など施設でも要介護1を除いて、入所者全て、負担の上限額3万7,200円に達するわけです。収入の少ない人が施設に入った場

合、食費、居住費の負担を抑える補足給付を縮小します。預貯金が一定額ある人や、世帯分離をしても配偶者が課税の場合は打切り、月2万から7万円の負担増となります。年金など限られた収入しかない高齢者にとっては、現在の1割負担も軽くありません。今も負担の重さからサービス利用料を断念する高齢者も少なくありません。町の対応についてこの点でも御答弁ください。

4点目の質問です。病床の削減です。入院難民、みとり難民が社会問題になっているのに、病床・入院ベッドの大幅削減を進めようとしています。都道府県に病床再編計画を作らせ、従わない場合はペナルティーまで科して在宅に押し戻す計画です。診療報酬の改定でも、重症患者を治療する病床の基準や入院できる日数制限などを厳しくします。早く退院させないと病院の収入が減るため、患者追い出しが強まります。安倍内閣は、高齢化のピークとされる2025年までに202万床が必要なのに43万床も減らす計画です。病床削減で患者の追い出しが始まりますが、町としてどのよに対処していくのかこの点でも御答弁ください。

5点目の質問です。町内で認知症で行方不明になった方、そして認知症対策について伺います。藍住町では認知症の高齢者見守り事業が行われていますが、この点にもついて少し伺います。

6点目の質問です。介護保険料の状況、介護保険料を支払えない低所得者に対する町独自の減免制度、また拡充策はあるのかどうか伺います。

それではその次に入ります。健康問題と国民健康保険についての質問です。国民健康保険の加入者は、パートや病気で働けない人、年金生活者など収入の低い人たちが多数占めています。

1点目は、国保加入世帯の状況、所得階層別と国保税の滞納世帯の割合について、低所得者に対しては、所得の状況に応じて法律で定めた減額制度があります。今日、資料が提出されていますのでこの資料説明もお伺います。

2点目です。特定健診の受診目標と課題についてです。受診率が低いとペナルティーをかけるといわれていますが、町の特定健診の受診率の状況、そして目標、これについて達成できるのか、どのように目標を達成するために方向として打ち出しているのかを併せてお伺いをいたします。

3点目です。徳島県は6年連続で糖尿病が全国ワースト1位です。糖尿病対策について、藍住町の状況と特に重視をしている取組を伺います。

4点目です。熱中症対策です。5月の27日、厚生労働省は熱中症予防を広く国民に呼びかけるため、リーフレット「熱中症予防のために」を作成し、各地方自治体、各都道府県労働局に対し、周知依頼の事務連絡を出しました。熱中症対策で高齢者に対する取組等の内容につきまして、町としてどのような具体策があるのか伺います。

5点目です。町として高齢者に対する施策の充実についてです。これも資料が今日出されています。町は、介護保険で要介護と認定された人たちに障害者控除を適用し、税の負担を軽減をする、このような施策を実施をまいりました。平成24年度72人、25年度は71人。非常に喜ばれているわけです。この認定証の交付を受けた対象者には、次年度も送り届ける、このような住民サービスも必要でないのか、他の自治体では実施をしているところがありますので、この点について伺います。

そして、子供に対する施策は今日の答弁の中でも進んでまいりました。だが、高齢者に対する施策ですが2点について伺います。

一つは65歳以上のインフルエンザのワクチンの接種の費用です。今3,600円です。町が2,100円を負担しています。このような中で、いわゆる低所得者といわれている非課税の人などには、もっと負担を軽くする、このような施策が必要でないのか。

2点目です。小児用の肺炎球菌ワクチン接種費用は無料で今しています。更に高齢者に対象を広げることが必要でないかと思えます。75歳以上の方には、肺炎球菌ワクチン接種の費用は7,500円、町では現在補助していないと思えます。この点でも命に関わる問題です。補助金を出すなど、目に見える軽減策が必要でないかこのように考えています。考えを伺います。

その次は、障がい者の雇用問題について質問をいたします。質問通告書の左側に、障がい者雇用を法律で定められていますので掲載をしました。法定雇用率は民間企業は2.0パーセント、公共団体2.3パーセント、教育委員会は2.2パーセントです。今、働きたくても働く場所がない、健常者も仕事がない状況ですが、障がい者は更に厳しさを増しているわけです。

1点目は、平成26年度藍住町障害者就労支援等からの物品などの調達方針の具体化が示されています。この取組状況と課題について伺います。そして、中身とし

で延期になっています。今後の対応につきましては、国や県の動向を注視しながら、削減される場合には、円滑な代替え施設への移行ができるように取り組みたいと考えています。

続きまして、認知症の行方不明者数と対応についてですが、行方不明者数につきましては、過去5年間で1名となっています。また、認知症対策の取組につきましては、認知症サポーターの養成、認知症高齢者見守り事業でのGPS貸出し、脳の健康教室、認知症予防の運動教室などの事業を実施していますが、今後も有効な事業があれば取り入れていきたいと考えています。

続きまして、介護保険料の関係についてですが、現在のところ、町独自の減免制度につきましては、考えておりません。

次に、健康問題と国民健康保険についての御質問に、お答えさせていただきます。

まず最初に、特定健診の受診目標と課題についてですが、平成25年度に策定いたしました第2期特定健康診査等実施計画では、平成25年度の受診率の目標が35パーセント、平成26年度が40パーセントとなっています。確定値ではございませんが、平成25年度の実績につきましては、約30パーセントで目標より5パーセント低い見込みです。今後の取組につきましては、未受診者への積極的な電話による勧奨や個別訪問、本年度から実施する国保特定健診の受診を必須項目とした、国保健康マイレージ事業の実施などを考えています。

続きまして、糖尿病対策についてですが、糖尿病は若い頃からの不適切な食生活や運動不足が原因で発症することが多く、発症後も生活習慣が改善されない場合には、合併症を併発し、心筋梗塞や脳卒中に至ることになります。糖尿病に対する取組につきましては、全町民を対象とした栄養相談、健康相談や40歳から74歳までを対象とした運動教室を開催しています。また、いきいきサロンの中では、理学療法士や健康運動指導士による生活習慣病予防の運動やレクリエーションなども実施しています。更に各種団体の総会などでの啓発活動や藍愛グループによる地域の皆さんへの啓発も行っています。

続きまして、高齢者に対する熱中症対策についてですが、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能、暑さに対する調整機能が低下していることから、熱中症患者の半数程度が65歳以上の高齢者となっています。こまめな水分補給やエアコンの使用など、正しい熱中症対策を、高齢者の皆さんに理解していただくために、老人

会やいきいきサロンの集まりの機会を捉えて、啓発を行っています。また、要支援、要介護認定を受けられている高齢者は担当ケアマネージャーが注意喚起をしています。更に独居の高齢者の方につきましては、民生委員さんに啓発活動を行っていただいております。

続きまして、高齢者に対する施策の充実についてですが、障害者控除の証明書を翌年度も事前に送ればどうかという御提案ですが、介護度につきましては、半年とか1年に一度、認定を新たにするというふうな制度になっておりますので、あくまでも申請を受けて交付するというふうなことで御理解いただきたいと思います。それから高齢者に対する予防接種の関係の助成についてですが、議員さんの御質問のとおり、インフルエンザの予防接種に対しては、2,100円を助成をしております。基本的には町内の医療機関だけが対象となっておりますが、町外の施設に入所されている場合には、町外の医療機関も対象としております。現在のところ、助成金を増額することは考えておりません。

また、成人用肺炎球菌ワクチン接種につきましては、時期はまだ明確になっておりませんが、本年度中に個人負担の少ない定期接種に移行する予定となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長 下竹税務課長。

下竹税務課長 それでは、林議員さんの国保加入世帯の状況、また法定減額の状況について御答弁申し上げます。

本日資料を配布させていただいておりますが、数字的なものを一時読み上げるとするのは、控えさせていただきたいと思いますが、平成25年度の所得の状況についてですけれども、右から3番目、所得階層比率というのがありまして、ゼロから33万円については38.5パーセント、33万円から135万までというのは30.9パーセントということで、この低所得の割合については、過去3年間ともほぼ同じような感じでなっております。未納発生率についてですけれども、平成25年度は10.9パーセントとなっており、平成24年度で見ますと11.8パーセント、平成23年度が11.5パーセントということになっております。

また、法定減額2番目の表ですけれども、7割減額が31.3パーセント、5割減額が7.2パーセント、2割減額が15パーセントということで、法定減額を受けられている世帯は、25年度で全体で53.5パーセントが法定減額を受けてお

ります。この数字につきましても過去3年間は、ほぼ同じような数字の割合となっております。

今回、条例改正で法定減額の拡大ということになっておりますので、平成26年度につきましては、5割減額又は2割減額ともに数が増加するというふうに見込んでおります。以上、御答弁といたします。

小堀議長 三木福祉課長。

三木福祉課長 林議員の障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針についての質問に答弁いたします。

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等に関する法律が平成25年4月1日に施行されております。この法律は、雇用されることが困難な障がいのある方々が就労支援施設等で働く機会の提供を受けるとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を受けていますが、働く障がいのある方々の経済的な自立を進めるための法律です。町内には、現在、就労支援施設が6施設と地域活動支援センターが1施設の計7施設あり、約50名の町民の方々が通所をいたしております。本町においては、障がい者の社会参加や自立支援のために法律の施行以前から、様々な取組を進めてきたところですが、この度の法律の施行に伴い、改めて物品等の調達方針を策定するとともに、役場各部門で策定方針に基づく取組を実施するよう依頼いたしております。福祉課では、町のホームページにおいて、平成26年度藍住町障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針と本町の平成25年度の物品等の調達実績額、約1,000万円になりますが、を公表しているところです。就労施設等との共同の働く場づくりの構想はありませんが、本町としましては、今後においても法律の趣旨と本町の調達方針にのっとり、障がい者の雇用と自立促進に寄与できるよう努めてまいりたいと考えています。以上、答弁といたします。

小堀議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは林議員さんの質問のうちの障がい者雇用の関係で、町又は教育委員会の状況ということにつきまして、御答弁させていただきます。

それで、平成26年度の藍住町の障がい者雇用数につきましては5名でございます。雇用率で5.52パーセントとなっております。また、教育委員会部局では、障がい者雇用数が1名、雇用率でいいますと3.51パーセントとなっております。

法定雇用率につきましては、平成25年4月1日から引き上げられております。先ほど林議員さんのほうからも御質問の中で触れられておりましたが、地方公共団体につきましては、これまでの2.1パーセントから2.3パーセントに、教育委員会が2.0パーセントから2.2パーセントと、引き上げられておりますが、いずれも本町の場合、法定雇用率を上回っております。

また、職員の人事異動により町部局と教育委員会部局とで人数や雇用率が変動しますので、法定雇用率に注意をした人事異動を行っておるところでございます。今後の障がい者雇用につきましても、法定雇用率の確保はもとより、障がい者雇用の推進に努めてまいりたいと思います。

また、民間企業への雇用の働きかけはということでございますが、民間企業等の雇用につきまして、担当部局というのが国の労働局でございます。が、町といたしましても障がい者雇用の促進啓発を行ってまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

北口副町長。

北口副町長 障がい者雇用の問題で、別枠募集、障がい者の方の別枠募集そういうお話が出たと思いますが、私のほうからお答えしておきます。今、数字で総務課長が申しあげましたように、十分とはいえないまでも、私どもとしては、かなりのところまで障がい者雇用の率に達しているというふうに考えております。したがって、現時点では、今、申しあげましたように法定数を満たしておりますので、今後の正規職員についての別枠募集、今のところは考えておりません。全体の今後の職種や職員数の問題の中で、検討課題とさせていただきます。

小堀議長

林茂君。

林議員 それでは答弁をいただきましたので、再問をさせていただきます。まず、介護の問題ですが、私も先ほど質問の中でしたんですが、今、老老介護というのが非常に問題になっているわけです。ですから在宅で実際にそのようなですね介護ができるのかどうか、それをですね、行政がどれだけ支援できるのか、ここを少し私は問題点として認識をしています。それからですね、地域支援事業の大きな柱として、ボランティアの活用をうたっているわけです。今ですね、あらゆるこの制度の中でボランティアの活用が非常に強調されているわけです。確かにボランティアに関わってもらうということは、非常に大切なことですが、そ

れだけの体制がとれるのかどうか、この点、非常に私も危惧をしているところです。

それからその次ですね、介護の問題でもう一つ重要なのは、やはり所得の低い、とりわけですね、低収入の年金生活者、ここのやっぱりですね、受け皿をこれから考えていかなければならないと思います。施設づくりは計画があるのかどうかということを質問したんですけど、この点については、お答えがありませんでした。だが、施設を作るためにはかなりの膨大な予算も要ります。施設を作ることによって、介護費用も増大をするということを今までの質問の中で聞いてきました。この点から考えてみましてもですね、やはり低所得者対策をもう一段と行政の中で位置付けをしていただきたいというふうに考えています。

その次の点です。国民健康保険税の問題につきまして、答弁をいただきました。特定健診の受診目標と課題も詳しくいただきました。確かにどこの自治体でもこの健診ですね、受診率っていうのはやっぱり30パーセント台なんです。なかなかこれをですね、目標の六十、七十っていうのは並大抵の努力ではできないというふうに私も痛切に感じています。ですけど、やはり町民の皆さんの健康をですね、どのようにやはり守っていくかというようなことで、少し今まで調べた中で、一つは受診率を上げるために過去ですね、5年間続けて受診をされた方を表彰するとか、それからですね、全然、医療機関にかかっていない方を表彰するとか、そういう一定ですね、健康に関するPRというかそこらあたりの点も重視をしていただきたいというふうに思います。

3点目の糖尿病対策について質問をしたんですが、藍住町はその点で、糖尿病の方は非常に少ないということをお聞きしました。これは非常にですね、いい方向とします。最近のですね、動向としては、ただ特定健診に頼ることなくですね、小学校の4年ぐらいから、この糖尿病対策の健診をしてるという自治体が出てきました。ここらあたりも一つ今後の方向として、考えていただきたいと思います。

熱中症対策です。熱中症対策もかなり具体的に答弁をいただきましたので、少し。一つはとりわけですね、各自治体で見守り隊っていうのが作られて、とりわけ一人暮らしの高齢者、老老世帯とか、寝たきり高齢者世帯、認知症の高齢者世帯、いわゆる要介護ですね、支援のそのような対象者には、特別なやっぱり手だてがこれからも重視をしていただきたいというふうに考えています。

それから熱中症対策でですね、介護保険証とかをお送りするときに、そのような

対策をしおりなどをやっぱり同封をすとか、そういうことも必要でないかと思
います。エーアイテレビの活用なんですけど、お年寄りの方は非常にエーアイテレビ
を見ておられます。ですから、この時期になったらですね、そういうふうなエーア
イテレビの活用も考えていただきたいと思います。

それから、北島町ではですね、高齢者などの生活状況の見守りに関する協定の締
結ということで、徳島新聞の販売所と締結をされています。結んでおられます。こ
こは新聞がたまっているそういうふうな状況なんかをですね、察知をすると何か事
があるんだなということで、異常を発見したときには速やかに町に連絡をくれると
か、このようなことが要るんでないかと、ですから警察とか町とか消防へ、この連
絡体制なりそのような体制も考えていただけたらと思います。

最後です。国保の問題です。先ほど課長のほうから国保のですね、加入状況を説
明がありました。それで、国保の加入世帯の状況からですね、見えてくるというの
は、町国保加入の全世帯数4,307世帯あるわけです。そのうちですね、所得が
135万円以下の世帯数が2,963世帯、全世帯数の約7割を占めているわけ
です。これは何を意味するかっていいますと、135万円以下の世帯ってというのは、
生活保護基準に該当する世帯なんです。ですから、本来ですね、生活保護を受給す
れば医療費とかもろもろのですね、費用が要らないわけですが、こういうですね生
活の実態の中から暮らしが大変だということが見えてくるんでないかと思
います。

もう一つですね、先ほど説明をしていただきました、このようなですね生活が大
変な方たちに国保税を支払いしやすくするためにですね、法律ですね、その所得の
状況に応じて7割分、5割分とかいう形でですね減額がされているわけです。非常
に減額された世帯にとっては、助かるわけですが、それでもなかなか払えないとい
うことで、滞納者が生まれているわけなんですね。ですから私が考えるのは、藍住
町の国保の加入者ってというのは、非常に低所得者であるということ、そして
ですね、毎日の生活に追われてなかなか国保税ですね、また、介護保険料なんかが、支
払いができないと、お金があるのに払わないという方も確かにあるかもしれませ
ん。ですけども、実態をですね、あるがままに、一つは町として見ていただくと、そ
して
ですね、このまま生活保護基準以下の暮らしをしている方々を放置をすることなく
ですね、救済する施策、減免とか免除とかここをですね、思い切ってとっていただ
くことによって、収納率を引き上げることができるんでないかというふう
に考えてい

判断をさせていただきたいと思います。以上、御答弁といたします。

小堀議長

林茂君。

林議員

答弁をいただきました。前向きにですね、是非取り組んでいただきたいというふうに考えています。それで、障がい者の問題についてですね、いわゆる物品の購入で課長からも聞いたんですが、町の職員がですね、ステップのコーヒーとかそういうのを非常に利用されとるんで、そんなところもですね、いろいろな形でもっともっと広げていただくとか、行事にですね、その人たちのそういう活躍するとか、物品を販売できるような場所等もですね、是非今後考えていただきたいと、今までいろいろな形で、下でですね、催しがあるときには参加されとるようなんですけど、今後とも、その配慮も是非お願いをいたしまして質問を終わります。以上です。

小堀議長

以上で通告のありました6名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。お諮りいたします。日程では17日は本会議となっておりますが、一般質問が本日で終わりましたので、この際、議案調査等のため6月17日から18日までの2日間を休会とし、次回本会議は6月19日に再開いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長

異議なしと認めます。よって6月17日から18日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は6月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

(時に午後3時2分)

平成26年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成26年6月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	9 番議員 小川 幸英
2 番議員 西岡 恵子	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 発議第8号 藍住町農業委員会委員の推薦について
- 2) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について
- 3) 資格審査特別委員会からの閉会中の継続審査申出について

以 下 余 白

ね。課税の上限を上げるっていうことは、結局、所得の低い人はそれだけ低くなるということですか。課税の限度額を上げるということは、所得の低い人は保険税が低くなると、こういうことなんですか。

小堀議長 下竹税務課長。

下竹税務課長 課税の限度額を上げる、それぞれの所得によって計算をしますので、上限額を上げるということは、所得が高い人にとっては負担を多くしていただくと、軽減の判定所得を拡大するということは、所得の低い方を軽減の対象を広げていくということになっております。

小堀議長 14から16に。

〔西川議員、「そうですね、分かりました」との声あり〕

小堀議長 引き上げるということは、範囲が広がるということやな。ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

小堀議長 これをもって、総体質問を終結いたします。

小堀議長 お諮りいたします。ただいま上程されております、第26号議案から第29号議案の4議案については、十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます、よって、第26号議案・平成25年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて、第27号議案・藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて、第28号議案・藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて、第29号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算についての4議案については、原案のとおり可決確定いたしました。

小堀議長 日程第3、議案の上程について、発議第8号・藍住町農業委員会委員の推薦についてを、上程し議題といたします。

小堀議長 なお、本案については、地方自治法第117条の規定によりまして、東條義和君、森志郎君が除斥に該当いたしますので、東條義

和君、森志郎君の退場を求めます。

〔東條議員、森議員退場する〕

小堀議長 発議第8号・藍住町農業委員会委員の推薦について、議会推薦の農業委員は2名とし、人選については、事前に協議をいたしておりますので、お手元にお配りいたしました議案のとおり、東條義和君、森志郎君の2名を推薦することに異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、議会推薦の2名については、氏名・東條義和君、住所・藍住町奥野字矢上前151番地2、生年月日、昭和16年2月3日。氏名・森志郎君、住所・藍住町矢上字原78番地5、生年月日、昭和27年4月8日。以上2名の方を推薦することに決定いたしました。なお、就任年月日は平成26年7月20日であります。

小堀議長 東條義和君、森志郎君の入場を認めます。

〔東條議員、森議員入場する〕

小堀議長 最後に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。継続調査申出について、議会運営委員会、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、厚生常任委員会、防災対策特別委員会、議会だより編集委員会から、それぞれ、お手元に配布のとおり申出があります。

小堀議長 お諮りいたします。議会運営委員会及び各委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することについて、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

小堀議長 次に、資格審査特別委員会から、お手元に配付のとおり継続審査の申出があります。本案については、西岡恵子君の一身上に関する事件であると認められますから、地方自治法第117条の規定によって西岡恵子君の退場を求めます。

〔西岡議員、退場する〕

(時に午前10時14分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

藍住町議会議長 小 堀 克 夫

会議録署名議員 林 茂

会議録署名議員 永 濱 茂 樹